

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会 議 年 月 日	令和8年6月17日（水曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後3時24分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	事 務 局 次 長 太田奈津美 主査兼議事係長 谷島 孝子		
出 席 説 明 員	【総務部】 総 務 部 長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 加藤 るつ 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職 員 課 長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 財 産 経 営 課 長 中村 和範 財産経営課課長補佐 中島 祥太 次長兼資産活用推進課長 福井 一朗 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収 納 推 進 課 長 池原 章博 市民税課課長補佐 大坪 宗臣 固定資産税課課長補佐 蜂谷 知哉 収納推進課課長補佐 中瀬 淳 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 北村 貴子 中央人権福祉センター所長 久野 明男 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 【危機管理部】 危 機 管 理 部 長 山川 泰成 危 機 管 理 課 長 田川 新一 危機管理課参事 中本 克章 危機管理課課長補佐 岸本 直章 【企画推進部】 企 画 推 進 部 長 渡邊 大輔 次長兼創生企画課長 上田 貴洋 創生企画課課長補佐 遠藤 幸二 秘 書 課 長 中川 直人 秘書課広報メディア室長 平田 政志 文 化 交 流 課 長 西田 茂樹 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史		

	デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎 【市民生活部】 市民生活部長 藏増 祐子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 地域振興課総括主査 坂本 宏仁 協働推進課長 藤田 浩一 協働推進課参事 米田亜希子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 暮らしの安心・相談課長補佐 服部 真也 市民課長 田渕 康修 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光 【環境局】 環境局長兼生活環境課長 戸田 昭弘 生活環境課参事 林 公博 生活環境課課長補佐 池原 洋右 【総合支所】 国府町総合支所副支所長 川口 泰弘 河原町総合支所長 山根ちはる 河原町総合支所副支所長 前田 武彦 用瀬町総合支所副支所長 金谷 幸一 佐治町総合支所長 岡本 秀一 佐治町総合支所副支所長 下石 直生 気高町総合支所副支所長 田渕 聡 鹿野町総合支所長 小林 克己 【出納室】 会計管理者兼出納室長 山根康子郎 出納室室長補佐 山内 倫代 【市議会事務局】 事務局長 一村 泰志 事務局次長 太田奈津美 局長補佐 毛利 元
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案説明、報告、請願審査を行い、その後、企画推進部、市民生活部、各種委員会の順に進めてまいります。よろしくお願いします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず、塩谷総務部長に御挨拶をいただいた後、4月・5月の人事異動で異動された執行部の方で、自己紹介がまだの方があれば、お願いいたします。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部長の塩谷でございます。本日は、総務企画委員会、よろしくお願いします。本日、総務部と危機管理部から説明させていただく案件でございますが、まず、議案といたしまして、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち、所管

に属する部分、議案第79号鳥取市税条例の一部改正について、議案第80号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、議案第88号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第96号専決処分事項の報告及び承認、専決補正予算のうち、所管に属する部分ということで、以上5議案につきまして、この後、担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告事項といたしまして、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてと、報告第11号放棄した債権の報告についてのうち、所管に属する部分、また、使用料・手数料の見直し基本方針の改定について、麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化と麒麟のまち地域食堂ネットワークの法人化についてということで、以上4案件につきまして、この後、担当課長のほうから説明させていただきますので、重ねてよろしくお願いいたします。

そうしましたら、このたび定期人事異動における異動者につきまして、5月臨時会の委員会で自己紹介をさせていただいたところですが、委員会に出席のなかった職員について、本日、自己紹介をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村和範財産経営課長 4月の異動で、財産経営課長を拝命いたしました中村と申します。昨年度までは、文化交流課で、本委員会にお世話になっておりました。引き続きよろしくお願いいたします。自己紹介は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速、議案の説明に入ります。議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横の資料1、総務企画委員会補正予算説明資料、令和8年度6月補正予算に沿って進めさせていただきます。なお、資料の左に、予算書並びに事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。歳入につきましては、歳出の特定財源として説明できるものについては省略をいたしております。

それでは、4ページにお進みください。一番上の段です。款繰越金、前年度繰越金、補正額が6億4,309万6,000円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第2号）、総額31億2,867万3,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。なお、この繰越金につきましては、現在決算の作業に入っておりまして、今月末には、監査委員の審査に付していきたいと考えております。審査の後、監査委員の意見をつけまして、9月定例会に提案をさせていただきます、承認をいただいてから、前年度繰越金が確定することとなります。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、歳出についてです。資料は6ページからになります。資料6ページの一番上段の、まずは、人事関係事務費についてです。予算書は26ページ、事業別概要書は13ページの上段です。こちらは、本年4月から2年間の予定で、内閣府へ研修派遣をしております職員に係る経費です。派遣自体が、当初予算編成後に正式決定したことに加えまして、4月に派遣先での担当業務が決まり、必要となる旅費等の整理に一定の時間を要したことから、今回の補正予算での計上としたものでございます。

予算の内訳ですが、家賃としての建物借り上げ料111万6,000円、それから、派遣先業務での旅費として22万3,000円、計133万9,000円でございます。建物借り上げ料につきましては、月額9万3,000円を積算の基礎としておりまして、職員負担分18万3,000円を、その他財源として充当をしております。

また、当該職員は、内閣府において、総合特区を担当しているというふうに伺っております。今回の旅費につきましては、特区事業の推進に当たり、先進事例を視察調査するための経費となります。

なお、本派遣は、研修の一環として実施をしております研修派遣という位置づけであることから、内閣府の規定に基づき、旅費につきましては、派遣元である本市が負担することとなっているものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範財産経営課長 財産経営課、中村です。続きまして、その下段でございます。目財産管理費、庁舎管理費の駅南庁舎維持管理費でございます。予算書は26ページ、事業別概要は13ページ下段を御覧ください。補正額は601万7,000円です。駅南庁舎は、駅南庁舎の空調設備は、平成16年の開庁に合わせまして、全面改修を行った後、令和2年の鳥取市保健所移転に伴って、中央保健所があります2階と、会議室等があります1階以外の設備改修を行ってまいりました。空調設備の耐用年数は、おおむね15年が目安と言われておりますが、2階と地下の空調設備は21年を経過しておりまして、老朽化が進み、近年、故障と修繕を繰り返しております。特に、利用者の多い図書館への影響が懸念されることもあり、2階と地下への空調設備改修工事設計委託費を、今補正で計上させていただくものでございます。財源のうち、地方債は、脱炭素化推進事業債を活用予定で、充当率は90%、交付税措置は、財政力指数により、本市の場合、約45%となっております。設計委託業務期間は、今年度中の予定でございまして、工事につきましては、詳細をその設計で検討いたしまして、関係各課と協議した上で、工程を調整していくこととしておりますが、市民サービスへの影響が最小限となるように取り組んでいきたいと考えております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。よろしくお願いいたします。同じページの続きからお願いしたいと思います。諸費の総合防災対策事業費でございます。予算書は28ページ、事業別概要は14ページ上段になります。補正予算としては、2,391万6,000円をお願いするものです。今回、ここで実施しよういたしますのは、右に括弧書きで記載しており

ます 2 つの事業となります。

1 つは、総合防災マップの改訂を行うものでございまして、県が本年 3 月に公表した、中小河川の浸水想定でありますとか、新たな調査による土砂災害警戒区域等の情報、内水の浸水想定、新たな防災気象情報などを反映させた、総合防災マップの改訂を行うこととしております。新たな防災マップは、パソコンやスマホで、いつでもどこでも見ていただける電子データでの提供を基本としつつ、高齢者など、デジタル機器が苦手な方向けに、従来どおりの冊子の作成も行うこととしております。冊子の作成部数は 2 万部で、本庁、支所、地区公民館、郵便局、スーパー、病院などで配布することとしまして、こうしたことを周知するため、新聞折り込みチラシ等による周知広報の予算も計上しております。防災マップ改訂に関する事業の予算額といたしましては、2,309 万 1,000 円でございます、このうち、国庫支出金の社会資本整備総合交付金を 581 万 4,000 円充当することとしております。

2 つ目の事業は、本年 10 月 17・18 日に、エースバック未来中心で開催が予定されております、ぼうさいこくたいへの出展経費でございます。国が主催する部分と、県が併催する部分がございます、それぞれブース出展などに手を挙げております。こうした場を活用して、本市の防災 DX の取組でありますとか、消防団・自主防災会連合会などの取組を紹介していきたいと考えております。予算といたしましては、展示用パネル作製の経費などを計上しております、この事業に関する事業費は 82 万 5,000 円、全額一般財源での対応としております。

続きまして、次の事業になります。避難所環境等緊急整備事業費でございます。事業別概要は 14 ページ下段、予算書は 28 ページでございます。補正予算としては 418 万円をお願いするものです。これは、国の財源を活用した、避難所環境改善のための資機材整備の事業でございます、昨年度は、全ての小・中・義務教育学校などへ、簡易ベッド、パーティション、非常用バッテリーなどの配備を行ったところでございますが、このたびの事業では、要支援者向けの簡易ベッド、授乳や着替えなど、多用途に使える災害用マルチテント、室内外で使用できる投光器などを整備しようと考えております。国庫支出金の地域未来交付金を 2 分の 1 充当することとしております。

続きまして、次の事業となります。鳥取市被災者支援迅速化システム構築事業費でございます。予算書は 28 ページ、事業別概要は 15 ページ上段となります。補正予算といたしましては、1,999 万 8,000 円をお願いするものです。これは、災害時の被災者の支援を迅速に行えることを目的とした、システムの構築事業でございまして、2 つのシステム整備を柱としております。

1 つ目は、マイナンバーカードや防災アプリなどを活用した、避難所における受付システムの整備でございまして、避難者受付時の混雑解消や、その後の避難者データの入力的大幅な効率化を図るものでございます。

2 つ目は、建物被害認定調査の支援システムの整備でございまして、従来、手作業が中心でございました被害建物の認定調査を、タブレット等を活用して効率化し、現地調査やデータ整理の時間を短縮して、罹災証明書の発行期間短縮につなげようとするものでございます。

さらに、これらのシステムを、個別避難計画台帳や被災者台帳のデータと連携させ、例えば、避難所に来られた要支援者の情報を把握して、本部でも共有しつつ、保健師の派遣や、必要な

物品の準備などの早期の福祉的な対応につなげたり、被災者の各種支援制度の活用状況の確認や勧奨などを行えるような仕組みの構築を考えております。こうした総合的なシステム整備により、被災者支援の総合的な迅速化を図ろうとするものでございます。財源といたしましては、地方債の総合防災対策事業債を活用して行うこととしております。

次に、資料は7ページのほうになります。消防費、消防費、非常備消防費の消防団運営費でございます。予算書は40ページ、事業別概要は15ページ下段となります。補正予算といたしましては、555万1,000円をお願いするものでございます。これも、右に括弧書きで記載しております2つの事業に関するものとしております。

1つ目の事業は、コミュニティ事業助成金を活用した、消防団の装備品の整備でございます。具体的には、作業用の雨衣、かっぱでございますけれども、これを助成金の上限額いっぱい購入することを予定しております。

2つ目の事業は、消防庁の委託事業である、消防団の力向上モデル事業を活用いたしまして、年々減少傾向にある消防団員の確保に向けた加入促進事業を行うものでございます。具体的には、消防団の活動紹介動画を作成し、SNS、街頭大型ディスプレイ広告、イベント等で活用したり、情報誌への広告記事掲載、啓発グッズや広報用デジタルサイネージの購入などを行うことを考えております。これは、全額国庫の委託費で賄うこととしております。

以上で、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）、所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第79号鳥取市税条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、議案第79号鳥取市税条例の一部改正について、執行部、説明をお願いします。中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。議案第79号につきまして、付議案は5ページ、付議案等説明資料は、資料2になります。2ページ～12ページでございます。説明資料の2ページを御覧ください。

まず、改正の目的ですが、これは、地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除に係る規定を整備するほか、所要の整備を行うものです。

改正の内容といたしまして、5項目を上げております。主なものとして、まず1点目は、公益信託に関する法律が改正されたことに伴い、個人住民税の寄附金税額控除に関する規定を改正するものです。公益信託とは、個人や法人が、金銭等の財産を、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として信託銀行等に預け、受託者が定められた目的に従って、その財産を管理・運用する制度です。これまでは、公益信託の許可、監督の基準が不統一であったことや、申請手続に時間とコストがかかることがネックとなり、活用が低調であったため、制度の見直しが行わ

れたものです。

今回、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を、県税条例の規定と同様に、鳥取県知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関連する寄附金と定めることで、当該寄附金が、個人市民税・県民税とも寄附金税額控除の対象となることを規定いたしました。

次に、2 番目です。個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する改正です。改正前は、所得税が課税されないため、源泉徴収が不要であり、所得税において、扶養親族等申告書の提出が必要ないとされているとき、個人住民税においても、同様に扶養親族等申告書の提出は必要ありませんでした。しかしながら、令和 7 年分の所得税から基礎控除額が引き上げられた中で、所得税の課税がない人についても、個人住民税の課税計算に当たり、配偶者や扶養親族の情報を市町村が把握することができるように、必要な事項を申告するための扶養親族等申告書の提出を義務づける改正を行うものです。

3 点目は、固定資産税の免税点に関する規定の改正です。市税条例では、固定資産税について、同一人が所有者である土地、家屋、償却資産、それぞれの課税標準額が一定額未満の場合には課税しない免税点が定められています。今回、地方税法の一部改正に合わせて、家屋に係る免税点を、現行の 20 万円から土地と同額の 30 万円へ、また、償却資産に関する免税点を、現行の 150 万円から 180 万円へそれぞれ引き上げるものです。

4 点目です。特定暗号資産取引に係る個人住民税の課税の改正になります。これまで、暗号資産、いわゆる仮想通貨でございますが、こちらの売却益は、所得の課税区分において、雑所得として総合課税の対象でしたが、令和 8 年度税制改正において、投資家保護のための健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に、金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産については、特定暗号資産として譲渡所得に区分し、分離課税の対象とする見直しを図られたものです。また、国民が安心して、暗号資産市場に参加できる環境の構築を図る観点から、3 年間の繰越控除制度についても、併せて創設することとされました。

改正内容（5）は、その他地方税法の一部改正に合わせ、文言の整備や条項のずれ等の修正など、所要の整備を行うこととしているものです。

最後に、施行期日のほうですが、付議案 9 ページ下から 4 行目以下にありますとおり、本条例に附則を設け、施行期日と経過措置について規定いたしました。

なお、付議案の 10 ページの 6 行目の附則第 1 条の 3 号中の金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律に係る法律番号、こちらにつきましては、現在空欄で、議案のほう作成させていただいております。こちらの法律が、現在、国会において審議中法案であるため、番号を空欄としているものであります。引用された法律が、公布・公表され次第、本市でも、条例の空白部分に、その番号を補充するという手続になってまいります。

以上が、議案第 79 号鳥取市税条例の一部改正についての説明でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 80 号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 80 号鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長でございます。それでは、議案第 80 号につきまして、付議案は 13 ページ、説明は、お手元の資料 2、13 ページ～16 ページにより、させていただきます。

本条例は、地域再生法に基づき、地域経済の活性化、雇用機会の創出、その他、地域の活力の再生を推進するため、固定資産税の課税免除及び不均一課税について、必要な事項を定めることを目的とする条例でございますが、要は、東京 23 区からの本社機能の移転、または、東京 23 区以外からの本社機能移転、もしくは、拡充を行った際に取得された資産、これにつきまして賦課される固定資産税につき、課税免除または不均一課税を行う際に必要な事項を定めるものでございます。

このたびの改正の目的としましては、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴いまして、本市の条例に規定する特別償却設備の定義につきまして、省令の規定に合わせることにするほか、所要の整備を行うものとなります。

具体的な改正の内容としましては、資料 23 ページの 2 を御覧いただきますと、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期間について、この省令の改正に合わせて、このたび、令和 10 年 3 月 31 日までと規定し、明確化するものでございます。

2 点目は、特別償却設備につきまして、省令の規定に合わせて、所得税法施行令第 6 条第 1 号～第 3 号まで、または、法人税法施行令第 13 条第 1 号～第 3 号までに掲げるものに限るとし、対象範囲を明確化するものでございます。この所得税法施行令、法人税法施行令の 1 号～3 号までに規定している内容としましては、1 号については建物及びその附属設備、2 号については構築物、3 号については機械及び装置ということで、明確化、対象範囲の明確化をここで図ろうとする改正が行われましたので、本市の条例においても、合わせて改正を行おうとするものでございます。

その他、引用規定の整理など、所要の整備を行っております。

改正条例の施行期日は、公布の日からとしております。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 88 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 88 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。資料は、同じ資料の 17 ページからを

お願いしたいと思います。付議案は 47 ページです。議案第 88 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

非常勤消防団員などが、災害現場での防災活動により、死亡、負傷または疾病にかかった場合などに係る損害補償につきましては、消防組織法第 24 条第 1 項の規定により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める基準に従い、市町村が条例で定めるものとされております。本年 5 月 27 日に、この政令の一部が改正され、非常勤消防団員等が、公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定が行われたことに伴い、本市の条例を改正しようとするものです。

具体的な内容につきましては、資料の第 2、改正内容のとおりでございまして、非常勤消防団員等が公務や消防作業等に従事し、死亡した場合に支給される葬祭補償の額について、定額部分を 31 万 5,000 円から 33 万円に引き上げるものでございます。

改正条例の施行日は公布の日とし、改正後の新しい葬祭補償の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に、支給事由が発生するものから適用するものとします。以上で説明終わります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分を、執行部、説明をお願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。よろしくお願いします。それでは、議案第 96 号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の御説明をいたします。こちらは、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分を行いました、令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 10 号）でございます。付議案は 63 ページ、予算書は別冊ですので、また御覧ください。説明に当たりましては、A 4 横の資料 3、総務企画委員会補正予算説明資料、令和 7 年度 3 月専決補正予算に沿って進めさせていただきます。

それでは、2 ページを御覧ください。多くは国の決定等に伴います収入の確定の補正予算でございまして、初めに、地方譲与税でございますが、こちらは、国税の一部が地方自治体に配分されるもので、項自動車重量譲与税から、3 ページの上段、森林環境譲与税まで、国の決定をいただきましたので、補正計上するものでございます。

次に、3 ページの 2 段目、款利子割交付金から、5 ページの自動車税環境性能割交付金、こちらは、県税の一部が配分されるものでございます。

次に、5 ページの一番下、地方特例交付金、こちらは、住宅借入金控除分の補填として、また、次の 6 ページの上段、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、こちらは、固定資産税のうち、コロナ対策関連で先端設備を導入された事業者に対して、軽減措置を行う国の制度があることから、減収した税収を国が補填するもので、それぞれ決定通知をいただいたものでございます。

続いて、6ページの2段目、款地方交付税でございます。補正額は8億266万3,000円、特別交付税の確定配分額を計上するものです。こちらは、除雪対策でありますとか、路線バスの補助など、特別需要に対する財源不足に対して、国に交付決定をいただいたもので、本市の実情をしっかりと国へ伝え、要望を行うことなどで、額としては、過去最高額の33億266万3,000円となりました。

次に、下段の交通安全対策特別交付金、こちらも、国からの決定通知に基づき、補正計上させていただくものでございます。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。続きまして、歳出について御説明をいたします。資料は9ページをお願いします。予算書は28ページです。まず、資料一番上段の退職手当についてです。退職手当は、直近2月議会におきまして、退職者の見込みに基づいた補正予算を計上し、承認をいただいたところではありますが、その後、予定にない職員から、自己都合による退職願の提出がございました。その結果、職員4名分の退職手当について、予算に不足が生じたので、所要額1,192万9,000円を専決処分にて計上させていただいたものでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。続きまして、その下段、財産管理費、基金の積立てでございます。財政調整基金積立金といたしまして、4億2,471万8,000円を計上させていただくもので、こちらにつきましては、令和7年度2月追加補正に計上いたしました、緊急除雪対応経費の財源、こちら、その際の基金の取崩し額は、2億8,227万2,000円でしたが、こちらについて、特別交付税の増額がありましたので、剰余金の一部と合わせて積み戻しをさせていただくものでございます。これによりまして、令和7年度末の財政調整基金の残高は、39億8,761万5,000円となる見込みでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井次長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 資産活用推進課、福井と申します。それでは、その下、ふるさと納税基金積立金でございます。こちら、ふるさと納税の令和8年1月～3月分の寄附金を計上しているものでございます。詳細ですが、個人から頂いた件数939件、寄附額4,986万5,000円となります。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、久野でございます。続きまして、同じく資料は、資料3は9ページ、一番の下段でございます。予算費目は民生費、社会福祉費、人権交流プラザ管理費、事業名は、人権交流プラザ内部改修事業費でございます。補正の内容につきましては、財源内訳の更正でございます。特定財源の地方債620万円を、一般財源へ更正するものです。これは、人権交流プラザ内部改修事業に当たり、当初予算では、財源は行政改革推進債を充当しておりましたけれども、令和7年度の特別交付税の増など、最終的に歳入が増加したことによりまして、交付税措置のない行政改革推進債から一般財源へ振り替えたも

のでございます。説明は以上です。

これで、議案第96号専決処分事項の報告及び承認につきまして、所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 なしと認め、議案説明をこれで終わります。

議案説明のみで、報告のない部署の方は、ここで御退席をお願いします。

報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告事項に入ります。

まず、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。中村課長。

○中村和範財産経営課長 財産経営課、中村です。それでは、報告第8号の所管に属する部分につきまして、資料2、付議案等説明資料の19ページにより説明いたします。付議案は66ページ～69ページになります。

それでは、資料2の19ページの一番上になります。総務費、総務管理費の財産管理事務費でございまして、4,164万2,000円のうち、1,180万円を繰り越すものでございます。財源の地方債は、緊急自然災害防止対策事業債でございまして、この事業は、賀露地内にあります本市所管の土地を支える擁壁の崩壊の、崩落の危険性があるため、災害防止対策として改修工事を行い、3月の工事完了を目指していましたが、1月から2月にかけての降雪による影響で、年度内の完成が困難になったため、令和8年2月議会で、繰越明許の議決をいただいたものとなります。

なお、工事のほうは、4月、本年4月30日に完成をいたしております。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 総務課、濱岡でございます。では、2段目になります。物価高騰対応定額給付金事業（重点支援地方交付金）でございまして、こちら、令和8年1月臨時会におきまして議決をいただきました事業でございまして、食料品価格の物価高騰の影響を受けております全市民に、しっかりと支援が届くように、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、市民1人当たり5,000円の現金給付を行う事業についてでございます。基準日を、臨時会で予算議決いただきました1月19日と定めまして、本市の住民基本台帳に記録されている方を対象といたしまして、各世帯主に支給をしているものでございます。

臨時会の際には、全額を繰越明許費といたしまして議決をいただいておりますが、3月中に執行いたしました給付金、こちらが7億9,799万5,000円、世帯の率にいたしまして、約87%になりますけれども、こちらと、それに伴いまして、振込手数料等、こちらが1,123万8,588円、こちらを差し引きました1億7,435万412円、こちらを翌年度に繰り越したものでございます。

前年度に執行いたしました給付金につきましては、公金受け取り口座等で口座が確認できていた方でございまして、それ以外の世帯の方につきましては、申請書の確認作業が終わり次第、

順次支給を進めているところでございます。

この申請がお済みでない世帯の皆様には、4月末に改めて御案内通知をお送りいたしました。5月末頃には、残り約3%の世帯の方が、まだ申請いただいていない状況でございました。そういった状況でしたので、5月31日までという申請期限を1か月延長いたしまして、今、6月30日までということで受付を行っております。申請がお済みでない世帯の皆様につきましては、改めて6月10日に御案内通知を送っているところでございます。また、福祉施設にも協力を依頼する文書を送付させていただいております。昨日現在で、約1.9%の世帯の方が、まだ未申請という状況になっております。引き続き、事業のほう進めていきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。続きまして、次の3項目め、生活困窮者食料配布事業（重点支援地方交付金）、繰越額300万円でございます。これは、物価高騰対策のため、国の補正予算に呼応し、令和8年1月の臨時会の補正予算に計上いたしまして、採択いただいた予算の全額を繰り越すものでございます。この事業は、当面の緊急支援として、物価高騰等の影響で生活にお困りの方へ食料支援をするための食品購入費用でございます。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金270万円、一般財源30万円でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範財産経営課長 財産経営課、中村です。続きまして、19ページの一番下でございます。農林水産業費、農業費の国土調査事業（令和7年度国1次補正）でございます。こちらは、本市の地籍調査を推進していく財源確保のため、国の補正予算に呼応いたしまして、1月臨時議会で議決をいただきました事業費の全額4,375万4,000円を繰越しさせていただき、本年度の事業費と合わせて執行をさせていただくものでございます。鳥取市玉津と横枕、国府町高岡の3地区を既に発注いたしまして、調査に取りかかっております。

報告第8号繰越明許費繰越計算書の所管に属する部分の説明は、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 物価高騰対応定額給付金事業なんですけれども、4月の末に、再度案内通知を出して、また6月10日にも案内通知を出されたということなんですけど、その出した通知が宛所不明で、役所のほうに戻ってくるっていうことはなかったでしょうか。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 宛先不明ということで、返戻ございます。大体140世帯分こちらに、宛先不明ということで返っております。当初400ぐらいあったんですけど、いろいろ調べまして、そこまでは減っているということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そういうこともあるので、その福祉施設とかでの声かけというか、それも再度お願いをするということでしょうか。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長 そういふことでございます。緑色の封筒、A4の封筒で送っておりますので、結構目立つものでございまして、こういう封筒が届いた方につきましては、この給付金が未申請だということなので、協力をお願いできないでしょうかというような文書を送らせていただいております。ですので、届いている施設と届いてない施設はありますけども、こういったものが届いた方については、御協力をお願いできないだろうかということで案内させていただいております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。ちょっとなかなか、そのお知らせが届かないところに対しては、本当にどういふふうにすればいいのかなと私も思いますけど、再度そういう案内も出していただきながら、なるべく皆さんにということ、延長までしてね、取り組んでおられるので、引き続き、本当に一人でも多くの人に届くようにお願いします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 生活困窮者の食料配布事業についてお伺いしたいと思います。これをいつ頃、どういふ形で配布事業を行われる計画があるのか教えてください。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。先ほどの御質問に対しましては、随時受付のほうはさせていただいているんですが、実は、生活困窮等で、次に、例えば生活保護費ですとか、年金ですとか、そういった受給日まで、もう残っている、食料を買う、購入する経費がないということで、実際に生活困窮の方が相談に来られたりしております。その連絡を受けて、実際に状況を把握して、その中で、例えば、次の年金の受給日まで何食必要かとかっていうことを相談しまして、その都度配付をさせていただいてるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 対象者への連絡だとか含めては、どういふ状況ですか。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。こちらのセンターのほうからでの呼びかけという形は、特には取っておりませんが、関係する、例えば生活福祉課ですとか、それぞれ相談を受けた窓口からの連絡に基づいて、状況を把握して対応しておるところでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。その推進状況、実施状況を見ながらですね、やはりこの適切な周知というのが必要ではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 物価高騰対策で、今、未申請者が1.9%ということですけども、これは、世帯というふうで理解したらいいですか。

◆吉野恭介委員長 濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長　そうですね、世帯に対してということでございます。世帯ごとの支給ですので、世帯に対してということになります。

◆吉野恭介委員長　上杉委員。

◆上杉栄一委員　鳥取市人口 17 万 8,000 ぐらいか、18 万弱ぐらいなのかな。だけえ、世帯数でいうと、1.8%という、子供から全住民ということですので、人数としては、大体どれぐらいの方が、まだ受け取ってないということになりますか。アバウトで。

◆吉野恭介委員長　濱岡次長。

○濱岡直樹次長兼総務課長　すみません、未申請ということではないんですけど、未支給なんですけれども、まだ処理中のものも含めてでございますけども、大体、昨日現在で、約 2,000 人の方が、まだ受け取れてないということになっております。

◆吉野恭介委員長　そのほかありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長　それでは、続いて、報告第 11 号放棄した債権の報告について、所管に属する部分について、執行部、説明をお願いします。北村局長。

○北村貴子人権政策局長兼人権推進課長　人権推進課、北村でございます。よろしくお願いいたします。報告第 11 号放棄した債権の報告について御説明いたします。付議案は 83 ページ～85 ページでございます。説明に当たっては、資料 2、20 ページを御覧ください。この債権は、人権推進課所管の住宅新築資金等貸付金でございます。

まず 1、債権についてでございます。この貸付金は、鳥取市住宅新築資金等貸付条例に基づいて、昭和 42 年～平成 8 年までの間に貸付けを行ったものでございます。貸付総額は 89 億 6,772 万 7,000 円で、利息を含む累計償還予定額は、107 億 1,840 万 1,000 円でございます。累計償還済額は 100 億 9,402 万 7,000 円、償還率は 94.2%で、大部分の償還は終了しており、貸付総額を上回っている状況でございます。

なお、平成 7 年度末の未収金は、6 億 2,437 万 4,000 円でございます。そして、このたび放棄した債権の総額は、1,552 万 2,792 円で、6 件 4 名分でございます。

次に、2、債権放棄の理由でございますが、本市では、財政の健全化と市民の負担の公平性の確保を目指し、適正な債権管理を推進するための指針である、鳥取市債権管理方針を踏まえ、未収金の回収に取り組んでところでございます。借受人に対し、督促状や催告書を発送するなど、債権管理及び回収に努めてきましたけれども、借受人の生活困窮等により、回収不能状態が 10 年経過し、借受人の破産、生活保護受給、死亡による相続放棄等により、償還が著しく困難であり、連帯保証人からの償還も困難な事例となったものでございます。

また、国・県から認められまして、回収不能補助金として、債権額の 4 分の 3、補助金額 1,164 万 1,000 円を受けたことから、鳥取市債権管理に関する条例第 7 条第 1 項第 1 号の規定、いわゆる消滅時効に係る時効期限が満了した債権ということで、令和 8 年 3 月 31 日に、債権放棄を行ったものでございます。

各債権については、資料の次のページ、債権放棄の調書を御覧ください。借受人別に、借受け内容、債権放棄の理由を説明いたしますと、1番は、昭和59年度に、新築資金620万円を年利2%、償還期間25年で貸し付けました。償還総額は790万3,652円で、そのうち償還済額は190万8,354円です。理由は、借受人が破産法の免除が確定したとともに、連帯保証人は死亡したことにより回収不能となったものでございます。

2番、3番は同一人物で、2番は新築資金550万円、3番は宅地資金450万円、合計1,000万円を、昭和56年に年利2%、償還期間25年で貸し付けました。償還総額は、2番、3番を合わせて1,275万8,422円で、そのうち償還済額は1,034万7,465円でございます。理由は、借受人が生活保護受給者であるとともに、連帯保証人は死亡したことにより回収不能となったものでございます。

4番は、昭和53年度に、宅地資金250万円を年利2%、償還期間25年で貸し付けました。償還総額は318万2,945円で、そのうち償還済額は250万4,783円でございます。理由は、借受人が破産法の免除が確定したとともに、連帯保証人は死亡したことにより回収不能となったものでございます。

5番、6番は、同一人物で、合わせて新築資金640万円、平成2年度に年利2.8%、償還期間25年で貸し付けました。償還総額は894万2,071円で、そのうち償還済額は250万3,696円でございます。理由は、借受人は死亡し、その相続人が相続放棄したとともに、連帯保証人も死亡したことにより回収不能となったものでございます。

引き続き、税務・債権管理局と連携をしながら、回収に努めてまいりたいと思います。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ちょっと教えてください。県の認定で、4分の3補助という説明があったかのように思うんですけども、これについて、どういった名前の制度名なのかとか、出しているその理由とか、いつからの制度なのか、ちょっと概要を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 北村局長。

○北村貴子人権政策局長兼人権推進課長 人権推進課、北村でございます。県の補助金の名称でございますけれども、鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金交付要綱に基づいて交付を受けておりまして、事業名としましては、償還推進助成対象事業でございます。これは、強制執行・配当参加・抵当権の実行等により、債権の保全を最大限に図っても、借受人からの回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還も困難と認められる償還金に対して交付されるものでございます。

制度といたしましては、要綱の施行、最初の年度、年月日を確認しますと、平成16年12月28日から施行、平成16年度の補助事業から適用するというふうになっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 すみません、最初に聞いとけばよかったんですけど、国の補助割合、県の制度

で大変恐縮なんですけれども、もし、資料提供できるようなものがあれば、後で資料頂けますでしょうか、今ここで分かなければですね。国の補助割合って分かりますか。

◆吉野恭介委員長 北村局長。

○北村貴子人権政策局長兼人権推進課長 市として4分の3が補助でございますけれども、国の補助割合は2分の1、県の補助割合が4分の1でございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今回の報告の中で、あと残額が6億2,000万か、ぐらいが、あとの、いわゆる債権が残ってるということで、毎年じゃないんだけど、償還の状況の一覧が、以前には配られたと思うんです、何年度は何ぼ返ってきたというような格好。それも、もし分かれば、その償還がどれぐらいかかってるものかというのが、結構この状況見てみますとですね、債務者もかなりの高齢になっておるわけでして、さらには、連帯保証人も死亡というような形で、これからどんどん増えていくかなあという格好です。ですから、これもずっと前から結構問題になっていた問題ではあるけれども、この辺りの、最終、一覧をちょっと頂いて、大体どれぐらい、分かればですよ、分かればというよりも、また後半の委員会でもいいんですんで、その辺りの資料を頂けませんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 北村局長。

○北村貴子人権政策局長兼人権推進課長 例年ですと、9月の決算時に一覧をお渡しすることになっておりますが、現時点で分かる範囲でということでございましたら、後半の委員会でお渡しできるかと思います。

◆上杉栄一委員 分かりました。お願いします。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。次、続いて参ります。

使用料・手数料の見直し基本方針の改定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告事項です。使用料・手数料の見直し基本方針の改定について、執行部、説明をお願いします。加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。使用料・手数料の見直し基本方針の改定について御説明をさせていただきます。委員会資料2の22ページを御覧ください。本件については、2月25日開催の総務企画委員会において、1度御説明をさせていただきました。そこでいただいた委員の皆様の御意見を踏まえ、スケジュール等を見直しまして、方針の改定を行いたいと考えておりますので、再度御説明をさせていただきます。

22ページです。本市では、平成25年度に、同種類施設の使用料について見直し、料金の平準化を行いました。以降は、消費税率改定に伴う変更のみにとどまってきました。しかし、令和4年以降の急激な物価上昇に伴い、使用料・手数料の再算定が必要となっています。

下に現状、それから、オレンジの見直しとしておりますけれども、見直しのほうですね、これ、以前にお示ししたものと変更はございませんが、定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化を実施。直近の原価を基に算定し、物価等の変化に対応。利用者と未利用者、現在と将来世代の負担の公平性を確保することを柱としております。

また、ページ下の参照としておりまして、市政改革推進市民委員会からの御意見ですが、こちら、前回委員会終了後の2月27日に資料提供をさせていただいた内容でございます。参考として掲載をさせていただいております。

次の23ページを御覧ください。23ページに、総務企画委員会の皆様からいただいた、主な御意見と対応についてまとめております。1点目、使用料・手数料の改定は、市民生活に大きく影響します。改正する条例数も多く、丁寧に進められたいといった御意見いただいております。条例改正に当たっては、基本方針に沿って算出根拠を明確化し、統一的な基準により算定します。また、算定等の作業段階に応じて、議会への説明、市民への説明を図ってまいります。

2点目、物価高のために何でも上げるのはどうかと考えるといった御意見がございました。物価高は、施設の維持管理費へも大きく影響しています。施設の持続的な運営を確保していくためにも、適正な受益者の負担にする必要があると考えます。また、算定された料金が、現行料金を大幅に上回る場合は、現行料金の1.5倍が上限となるよう調整します。

3点目、市民と市民以外で差をつける自治体もあるが、本市でも導入してはどうかといった御意見もいただいております。市民と市民以外の料金の差については、現時点では、一部施設で対応しておりますが、施設の管理運営費が多くの市費で賄われている観点から、今後は、さらに幅広く導入していくことを検討したいと考えます。

4点目、見直しについては、十分な説明期間を設け、市民に情報提供しながら進めるべきであるとの御意見をいただいております。スケジュールを見直します。また、基本方針や検討状況を、段階に応じて、市報、公式ウェブサイトで情報発信するほか、ケーブルテレビやコミュニティラジオ、市公式LINE等の活用も検討し、幅広い世代に伝わるよう、多角的な広報媒体により情報提供を進めますということです。

次の24ページに、見直したスケジュールについてをお示しをしております。24ページ御覧ください。まず、今回方針を改定いたしまして、算定作業を本格的に進めてまいります。また、見直し基本方針についての情報発信も、併せて行いたいと考えております。

そして、以下なんですけれども、前回2月の説明におきましては、令和8年9月定例会において、条例改正案の上程でありますとか、令和9年の9月施行としておったところですが、さきにまとめて記載しました皆様の御意見、丁寧に進めるようにでありますとか、また、十分な説明期間を設け、市民に情報提供しながら進めるべきというような御意見を受けまして、全体のスケジュールを後ろ倒ししまして、ここに記載しております、令和9年2月定例会に、条例改正案の上程をさせていただき、この条例案を市議会でお認めいただけましたら、新料金の市民への周知を行いまして、令和9年10月の新料金施行とさせていただきたいと考えております。

次に、25ページを御覧ください。25ページは、使用料の受益者負担率について、9つの区分の表を記載しております。こちらの表につきましては、前回の説明でもお示したところですが、今回、各区分の考え方を、受益者負担の下に加えております。縦軸が市場性、横軸、必需性に基づく、使用料の受益者負担の9つの区分とパーセンテージ、それから、該当する施設については変更はございません。

具体的に見ていただきますと、左下の G の欄になるんですけども、受益者負担のゼロ%の部分でございます。こちらは、公共性があり、民間では収益が見込めないため、主に行政が提供するサービスとしておりまして、公園や図書館が該当するものとしております。対しまして、右上の C の欄、C の区分でいきますと、受益者負担 100%としておりますけれども、こちらは、民間でも同様のサービスが提供されており、個人の嗜好や必要に応じて選択的に利用するものとしておりまして、温泉施設や温泉屋内プール、宿泊施設、観光施設、駐車場などが該当する施設としております。

26 ページ以降は、基本方針案となるんですけども、こちらの変更点について、御説明をさせていただきます。

28 ページまでお進みください。28 ページに、使用料・手数料のこれまでの見直しと物価の推移としておりますが、左下、全庁的な使用料の見直しの経過を書いてありますが、その一番下、平成 25 年度以降、見直しの基本方針に沿った見直しが未実施ということを追記しました。

あと、この消費者物価指数の推移の折れ線グラフの下になるんですが、こちらに、物価の上昇に伴って、施設の管理運営費に当たる指定管理料も増加したということを追記しております。

次のページ、29 ページ御覧ください。基本方針となりますが、(1)～(3)、受益者負担の原則、それから、算定方法の明確化、減額・免除の取扱いについては、以前御説明したとおりでございます。

下の図、この図でありますとか、適正な受益者負担でなければ、利用する人と利用しない人の公平性が保てませんといったことを追加をしております。

30 ページを御覧ください。30 ページは、①の使用料、②の手数料の下線部の説明を、それぞれ追加をしております。

その下に、対象としませんという、ア～エの例示をしておりますが、こちらも、以前御説明したものと変更はございません。

31 ページを御覧ください。31 ページ、使用料・手数料の算定の考え方ですが、こちらも、以前御説明したものと変更はございません。受益者負担率を求める場合の考え方、それから、受益者負担区分の根拠となる性質を記載をしております。

32 ページを御覧ください。32 ページ、使用料の受益者負担率については、先ほど御説明をいたしました、各区分の説明を追記をしたところでございます。

33 ページ御覧ください。33 ページも変更はございません。人にかかるコスト、物にかかるコストから原価を求めること、また、右側に、①、1 室当たりの使用料を算定する場合、また、②、1 人当たりの使用料を算定する場合、③、1 件当たりの手数料を算定する場合ということで、それぞれの算定式を表しております。

34 ページを御覧ください。34 ページ、その他共通事項として記載をしております。こちらも、前回説明した内容から変更はございません。これは、2 ページにわたっていたものを、1 ページにまとめておるのみでございます。1 の減額・免除の取扱い、2 の激変緩和措置、3、定期的な使用料・手数料の見直し、4、施設種類に応じた使用料の料金設定、それから、5、コスト削減及び稼働率向上に向けた取組ということで、それぞれの考え方を記載しております。

以上、使用料・手数料の見直しの基本方針とさせていただきたいと思います。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 23 ページの2の、現行料金の1.5倍が上限となるよう調整しますというところで、すけど、これ、期限はあるんでしょうか。例えば、都度都度、料金改定ごとに1.5倍なのか、それとも、ここまでは、こう1.5倍までは上げないというような期限はあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。方針の中に、大体、見直す期間は4年とさせていただきたいということを記載しておりますが、今回、まず、1.5倍までは上げれるということでさせていただいて、また、4年間の後に、状況等が変化いたしましたら、その時期で、また算定のし直しということが必要になってくるかなと考えております。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 できる限り、この料金は上げずに、市民が利用できるのがいいなどは、こう率直には思うんですけども、例えば、25 ページのこの表の受益者負担率100%、一番右上のところで、自分が想像したのは、プール（温水屋内）っていうところで、福部の温水プールのイメージが出てきまして、健康増進の効果ですね、そういったのが、その利用料金の値上げ、4年たってですね、この阻害されていく懸念をしまして、市の方針とか目標はですね、各課・各部の目標によって、一律にしなくてもいいんじゃないかなと、こう、ふと思ったわけですけども、そういった整合性というか、各部・課との調整といいますか、その辺りの妥当性を教えていただけますか。

◆雲坂 衛委員 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。まず、この方針は、雲坂議員おっしゃったように、見直しの基本の方針でございます。ですので、各政策目的に沿って、どのような料金とするのが望ましいのかといったことは、所管課と協議しながら進めてまいりたいと思います。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ぜひですね、健康増進ということであれば、例えばですけども、医療費の削減の効果も見込めますので、そういった総合的な観点からですね、しっかりと、各課の意見もそうですし、市長の方針であったり、あとは、市民の利用者の声ですね、しっかりと聴きながら、本当に上げるのかどうなのか、何が正しいのかというのを、御判断、調整をしていただきたいと思います。これ、要望です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 今の雲坂さんの意見にも関連をするんですが、例えば、24 ページのスケジュールを見ますと、この6月議会を経てというか、この説明を経て、使用料・手数料の見直しの基本方針の改定を決めていき、具体的な算定作業に入ると、こういうことだと思うんですね。とすると、次に2月議会になっておりますけれども、市民がとても気になるのは、自分が使ってる

施設はどうなんだろうということが、とても気になると思うんですね。となると、9月議会のときに、改めて、例えば、この基本方針に沿って、具体的には、こういう算定になりましたよと、そういったものを示すことはできないのでしょうか。できればそうしてほしなという思いで発言させていただきました。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 坂根議員から御質問いただいた点ですけれども、この算定作業、今、鋭意進めてまいりたいなと考えておりますが、9月定例会に、どの程度までお示しできるか分からないんですが、その段階でお示しできる内容を、一旦は議会の皆様にお示しをさせていただいて、それを市民の皆様にも、大体こういったことになろうかと思われるということで、まずは、条例改正にならないとお示しはできないと思うんですが、途中段階でもお示しする必要があるよというような御意見をいただきましたら、その段階で、できる情報提供を図ってまいりたいと考えます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 条例改正することについても、やはり大事な観点だと思いますので、この表は示していただけたらありがたいと思います。

もう一点、よろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 どうぞ。

◆坂根政代委員 市民への情報提供なり、市民への周知というところで、段階に応じて、市報や公式ウェブサイトで情報発信するということになっておりますが、情報発信をすれば、やはり市民からの意見が結構来るのではないかと、こういう気がしています。とすれば、そういう意見も踏まえながら、最終的には2月議会までに、骨格というか、最終案をつくると、こういうスケジュールだというふうに思ったらいいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 先ほどおしゃっていただいたとおりになろうかと思います。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も、この住民に対する情報発信なんですけれども、例えば、公民館ごととか、そういったところで、その考え方ですよね、説明会を開いて、あと、住民の人が、この市の考え方でいくと、大体日頃使ってる施設はどれぐらいになっちゃうのかなみたいな、そういった具体事例といいますか、そういったものも含めて考え方を説明して、意見を聴かせてもらうと、そういう機会を持つ考えはあるのかどうか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。先ほど、伊藤副委員長さんのほうから御意見いただいた件ですけれども、説明会までは、現時点では考えてはいないのですが、やはり、おっしゃったように、御自分たちの使う施設がどう変わっていくのかっていうところが、一番お知りになられたいところだと思いますので、料金の、市民への周知については、まずは基本方針の情報発信をさせていただいて、その後は、これぐらいになりますよといったことを、各その利用される施設において、こういった状況に変わっていくことになりますよといった情

報発信を、各施設、各課と協力しながらしていきたいなというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 条例改正案のその提案の時期をずらしてもらったというか、ずらされたので、私、市民に対する、その直接の説明する機会を設ける時間が取れるようになったなと思いましたし、あと、他都市でも、こういう見直しがされてるところで、公民館単位とか、そういうもので説明会を開かれてるわけですね。条例の改正案が上程されて、令和9年度以降に、施設ごとの情報発信、市民への周知ってあるんだけど、これは、本当にこうなりますよというお知らせにしか過ぎないので、なぜそういうことになるのかってところですね、やっぱりしっかりと市民に理解いただく面もあろうし、意見を聴いて考えていくことが必要だと思う。これ、全市的にやろうとしてることなので、1つの施設っていう話ではないので、その辺りは丁寧に、私はやったほうがいいし、やるべきことだと思います。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。伊藤副委員長がおっしゃったとおり、なぜ上げさせていただかないといけないかというようなことを、市民の皆様に御理解いただけるように、丁寧な情報発信に努めてまいりたいと思います。先ほど御紹介もさせていただきましたが、ケーブルテレビとか、コミュニティラジオとか、利用される方の世代に、届きやすい方法を複数取りながら、情報提供を進めてまいりたいと考えております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 パブコメはされるんですかね。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。今のところ、パブコメではなくて、市の広報モニターへのアンケートを検討しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 少なくとも、パブコメは絶対せなあかんと思いますし、やっぱり住民と双方向で、こう直接ね、やり取りできる場をつくるっていうのは、これ、ぜひ検討していただきたい。本当に後々になって、何かとんでもないことになるのも嫌なので、事前に説明のときに、丁寧にやるってことは、すごく大事なことだと思いますので、お願いします。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 25ページの受益者負担率の話になるんだけど、例えば、受益者負担率75%、駐輪場ってありますよね。鳥取市営の駐輪場があるわけですので、これの、現在の駐輪場料金、これは、全く関係ない話になるわけなんだよね。要するに、原価から費用落として計算していくと、例えば、1時間が、現在、私はちょっとよう分からんだけえ、100円とか、150円とか、200円になってるのが、これが、計算をしていって、さっき言った受益者負担からするとですね、とんでもない金額になるっていう可能性もないでもないんじゃないかなというふうに思うんだけど、さっき、いわゆる激変緩和という話もあったんだけど、そうなってくると、受益者負担の100%の、温水、屋内のプールの温泉施設、福部のプールなんかの関係も、それも具体的な、それこそ結局100%、いわゆる受益者負担になってくると、今払っている金額と、どれ

ぐらいのその差が出てくるか、その辺りが、大体試算はしておられるだろうと思うんだけど、どうなのでしょう。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。この受益者負担率なんですけれども、計算式の中で、それぞれに係数として掛けてくるというようなものになります。先ほどおっしゃっていた駐輪場、試算したところが、例えば、高い料金になったとしても、もし、今100円で設定しているものがあつたら、上限は150円ということになります。プールについても同じでございます。例えばなんですけれども、身近な施設として、地区体育館なんかを、ちょっと行財政改革課のほうで試算をしてみたんですが、現行料金が、一般が200円で、照明代が270円っていうことで、バレーコート1面を基本としたような分、こちら、現行料金、1時間使おうと思ったら、470円というような算定になります。この受益者負担率も含めた算定を、原価を計算してみて出た料金が680円ほどでございました。ですので、470円の1.5倍は705円ぐらいになるんですが、それまでに行かないものの中にはございますので、その辺で算定をしていきたいと思いますし、御心配いただいて、仮に算定して、すごく高い料金が出たとしても、上げれるのは1.5倍までということで、所管課と、どの程度が望ましい金額かというのを協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ですから、今、現行料金っていうか、現行料金からの1.5倍ではなくということで理解したらいいですかいいね。それが上限だということですね。分かりました。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 駐輪場を一つ例に言っとりますけども、JRとかね、こういう敷地内にある、鳥取市が金を出して建設した駐輪場とかあると思うんですが、今、多分無料だと思うんですよ、学生が止めたりする。

◆上杉栄一委員 100円かかる。

（「駅前」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員 あの駅にある駐輪場とか。

◆伊藤幾子副委員長 お金がかかる。

◆星見健蔵委員 お金要るんですか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事、お答えください。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。学生さんに対する、小・中・高校生に減免措置はあるんですけれども、無料ではございませんで、料金を頂いてるというような状況であるかと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 駅の構内にある駐輪場全てが有料ですか。金がかかるって話に、湖山や末恒にみんなある。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。星見委員さん、おっしゃってるのが、

ちょっとあれなんですけど、今、鳥取市が指定管理させていただいてるのは、鳥取駅の高架下にある駐輪場になりますけれども、こちら、自転車が 1 回 110 円です。そういった料金を取っておりまして、1 か月、一般でしたら 1,650 円が、学生等は 1,100 円になるといった料金を設定をされております。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 市が管理しとる駐輪場というのは、当然費用はかかるとるわけなんで、有料という考え方だと思うんですが、湖山駅に駐輪場造ったじゃないですか、ねえ。これは、JR は金出さずに、鳥取市が金出して建設しとると思うんだけど、これも有料になってますかね。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。そちらのほうについては、有料にはなっていないというようなことでございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 税金を使って建設したものというのは、市も関与しておるわけなんで、そういった施設は無料で、今、市が、外部委託にして管理しとるような駐輪場に関しては有料ということっていうのは、私から言やあ、公平性に欠けとる部分も出てくるんじゃないかと思うんですが、そういったものに関しては、どのような考え方で臨んでいかれるのかお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 使用料の定めのない施設をどうするかといった御意見かなと捉えさせていただきたいと思います。現在、料金設定がない施設やサービスで、料金設定が必要だと考えられる案件につきましては、今回の改定に併せて、所管課との協議を進めてまいりたいと思います。いずれにしましても、鳥取市が管理する施設ということになりますんで、その線引きはあろうかと思いますが、例として考えておりますのは、学校開放事業で体育館とか、夜間使われてるっていうことで、現在は、使用料や照明代金、電気代を頂いてはいないのなんですけれども、県のほうは、照明代金を取っていらっしゃるというようなこともございまして、こちらのほうについては、教育委員会のほうと協議を進めたいというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 34 ページの減額・免除の取扱いとか、あとはですね、これに関連して、28 ページの消費者物価指数の推移も載せてあるんですけども、これをぱっと見たときに、実質賃金ですね、現在のその物価の高騰が、外国だったり、スタグフレーションというか、正常じゃない物価の上がり方をしているので、実質賃金を見たほうがいいのかかと、これを見て感じました。

もう一つは、年金受給者の方ですね、実質的な、その年金受給者の方の、その実質時給額とかですね、それが減少傾向っていうか、なかなか、聞きたかったのは、先ほど、高校生に対しての減免とかありましたと思いますけれども、よりこの料金改定をしていく中で、減免措置を、年代に応じて、細かい注意を払っていくというふうなお考えはあるんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。市民の皆様の生活が、物価高騰の影響を受けておることは、重く受け止めなければいけないなとは考えております。ただ、同時に施設の維持管理費についても、大きく影響をしているのが実態でございます。また、この平成25年から見直しを行っていないことは、行政として反省すべき点でもあるとも思いますし、この行財政改革大綱にも、前期のにも載せておったんですけれども、計画の一つとして位置づけておったものの、コロナ禍等もありまして、見直しがこれまで行ってこれてきていないという経緯がございます。ただ、この課題を先送りいたしましても、将来世代への負担が大きくなってしまうという、そういったこともございます。世代を超えて皆さんが公平に、かつ持続的に施設を利用できる体制を整えるっていうことが、まずは大前提かと思っております、こういった観点を、先ほど来も御意見いただきましたが、皆様に御理解いただけるような情報提供を図ってまいりたいなというふうに思っております。

高齢の方の減免処置については、どういった体制が望ましいかということ、所管課と協議してまいりますし、また、1.5倍が上限ですということで、急激な負担増を避けたいというふうに、そこで考えるところでございますので、併せて御理解をいただければなと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 これは要望ですけれども、各年代の生活実態に応じてですね、利用者が減らないように、より細かい、その減免措置等の検討をお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 要望ということで。米村委員。

◆米村京子委員 1件だけお願いいたします。また、ちょっと後戻りする形になって申し訳ないんですけれども、伊藤議員の件なんですけれども、そのことで、私はパブリックコメントが重要だってことを常々感じてるのは、市民にテレビとか、ホームページとか、チラシで情報は伝えられてるんですけれども、なかなか情報が正確に、きちっと伝わってないのが現状でございます。その中で、提案として、パブリックコメントが必要じゃないかということも、私も必要だと思いますので、その辺のことを検討していただければいいんじゃないでしょうか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。この後パブリックコメントをどのように検討していくかということは、所管課と検討してまいりたいと考えます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 34ページの減額・免除の取扱い、ここに、負担の公平性の観点から、現在適用されている施設独自の減額・免除の取扱いはゼロベースで見直しをしますと。具体的に、施設独自で、どのような、例えば、一例で結構でございますので、どういったものがあるのか教えていただけますか。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。現時点でお示しできるものがないんですけれども、例えば地区体育館などで、地元の管理が行われていて、地元の団体さん等で減免をされているといった、そういう独自ルールを設けられているっていうようなところもあるのか

と思っております。そういったところは、利用者間同士のその負担の公平性ということもございますので、それがどうあるべきかというようなことを、教育委員会等と協議をさせていただいて、こういった形が望ましいかということを考えてまいりたいなと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 少し違和感があったんで、今のお尋ねをしたんですが、何の違和感かというと、スケジュールのところには、減額・免除等の検討と書いてありますよね。なのに、34ページには、施設独自の減額・免除の取扱いゼロベースで見直しを行いますと、こういう表現で、施設独自ということがゼロベースなんだという、こういう読み方をすればいいというふうには思ってたんですが、その施設独自であろうと、先ほど説明されたように、今までの歴史的な経過があって、そういう制度を取り組んでるところもあるわけです。となると、ゼロベースではなくって、そういう経過も含めながら総合的に考えていくと、こういうような対応をしてほしいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということで。そのほかございますか。加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。先ほど、パブコメのことを皆様から御意見いただいたんですけども、パブリックコメントは、実施の範囲、市民政策コメントを必要とする政策案の範囲が決められておりまして、市税の賦課徴収とか、分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものは除くというようなことになっておりますので、そういった範囲になっておるということでございます。すみません、失礼いたします。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 そのパブコメを対象とする範囲っていうのは、これは鳥取市独自で決めることですね。

◆吉野恭介委員長 加藤参事。

○加藤るつ行財政改革課参事 行財政改革課、加藤です。市独自の取決めになろうかと思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 であるならば、この機会に、その見直し含めて検討していただきたいと思います。ほかの自治体では、国保料一つとっても、パブコメかけてるところがあるんですよね。どうね、市民に意見を、仮にゼロであったとしてもですよ、やっぱり、こう市民の意見をどう聴いていくかっていう姿勢の表れになってくると思うので、その対象の範囲、それも含めて、今回この機会に、ぜひ検討をしていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 御意見ということでありました。本当にこうして、委員の中も関心の高いテーマだということで、委員の関心が高いということは、住民の関心も高いということであります。9月定例会で、途中段階でも構いませんので、経過報告を、ぜひお願いしたいと思います。委員長からのお願いでした。

麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化と麒麟のまち地域食堂ネットワークの法人化について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化と麒麟のまち地域食堂ネットワークの法人化について、執行部より説明をお願いします。久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化と麒麟のまち地域食堂ネットワークの法人化について御説明いたします。資料２の３５ページを御覧いただきたいと思います。

令和８年２月議会の総務企画委員会におきまして、これまで課題ごとに設置しておりました３つの官民連携プラットフォームにつきまして、３つの事業の効果的かつ効率的な運営を図るとともに、官民連携による中間支援機能を拡充し、新たな地域課題に対応する、官民連携プラットフォームの包括化、あわせて、民間資源等の活用を図るため、任意団体から法人化することを御説明させていただきました。このたびは、法人登記、プラットフォームの包括化、麒麟のまち圏域の６町との協議予定、民間資源の活用の４点について御報告申し上げます。

まず、法人登記についてでございます。資料３５ページの右側を御覧いただきたいと思います。団体の概要につきまして記載をしております。一般社団法人麒麟のまち地域食堂ネットワークという名称で、令和８年３月６日に法人化されました。

事業としましては、９つ記載をさせていただいております。地域食堂等における運営への支援事業、子供・生活困窮者・高齢者・障害者等の生活問題に関わる支援事業、寄附や提供食材等の共同管理事業、孤独・孤立の問題について、総合的な対策を推進する事業などでございます。

続きまして、官民連携プラットフォームの包括化についてでございます。１ページはぐっていただきまして、資料３６ページの左上を御覧いただきたいと思います。令和８年の７月と１１月に、新たに、身寄りのない単身高齢者支援をテーマとして協議をする予定としております。これまで個別に活動していた各団体が、麒麟のまち圏域のプラットフォームに集結することで、互いの課題やニーズ、強みを共有し、これらを掛け合わせることで、地域課題を解決するための連携の輪をさらに広げていき、新たな価値を創出してまいります。

次に、麒麟のまち圏域のさらなる連携強化に向けた運営体制の検討でございます。資料は、同じく３６ページの左下を御覧いただきたいと思います。立ち上げ時の役員につきましては、任意団体のときの共同代表を、社員・理事といたしました。令和８年度は、体制の確立を図るための新たな組織運営体制等の検討を、麒麟のまち圏域の６町と行う予定としておりまして、年内に開催予定の麒麟のまち創生戦略会議におきまして、６町との合意形成を進めていきたいというふうに考えております。

最後に、民間資源の活用について報告申し上げます。同じく、資料３６ページの右側を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、内閣府が所管しております、休眠預金助成金を活用いたしまして、一般社団法人の全国食支援活動協力会が進めております、物流支援構築プロジェクトで、全国で４団体が選定され、その中の１団体に、一般社団法人麒麟のまち地域食堂ネットワークが選定されました。

この事業は、企業をはじめ、社会全体の食品ロスに対する意識を高め、未利用食品を廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくように求められている現状を踏まえまして、

未利用食品などの寄贈食品が、安定的に食支援団体に届くように、物流支援に着目したシステムの構築を目的としまして、検証や実証を行っていく事業でございます。

本市は、鳥取市を中心とした麒麟のまち圏域では、寄贈食品等を受け入れる仕組みと分配する仕組みはございますが、一方で、全国規模の企業からの寄贈食品が届きにくい状況にあるというふうに伺っております。より広域的に、持続可能かつ効率的に届けられる体制づくりや、貯蔵施設の確保、また、物流システムの構築を目指して、寄附マッチングや、物流調整のコーディネート、試行を行っていきます。

この事業につきましては、3か年で3,900万円の助成額を受け取って事業を進めていく予定でございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 36ページの、この当団体が休眠預金活用事業に選定されたと、これ、すごい素晴らしいことだなと思いました。この民間資源の活用という、このタイトルですけれども、この休眠の預金の活用事業と、この一般社団法人化という、その関係について、ちょっと伺いできますか。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。この民間資源の活用につきましては、なかなか、いわゆる法人化された団体等が、この休眠預金等の活用ですね、内閣府が設定しております、この助成金を活用できるということで、この法人化を図ったことによって、こういった民間の資源をスムーズに活用できるということが分かってまして、法人化を進めてきたという経緯がございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 法人化をして、申請をして、4つのうちの1つに選ばれたと。これ、競争率、どのぐらいだったんですか。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 委員長。中央人権福祉センターの久野です。申し訳ございませんが、競争率は把握できておりません。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 私、今、なぜ法人化したのかっていうのが非常に不思議だったんだけど、所長の説明でよく分かりました。民間資源の活用ということで、この助成金、これを得るためには、いわゆる法人化しなければならないということで、組織としては、かなりしっかりした組織でありましたから、私は、あえて法人化まではというふうに思ってたんだけど、そのことが分かりました。

それでですね、この助成額が3,000万円、3年間でということですけども、これ、さっきの話で、もう一遍説明していただきたいんだけど、全国流通している食品流通の会社から、その食品ロスじゃないんだけど、そういった食料品を提供してもらうというようなことなんだけど、ここのその3,000万円というのと、それから、物を提供してもらうという関連の分

については、どういう関連なんですかいな。要するに、3,000万円分の食料品を提供してもらうというようなことじゃないわけでしょう。もう一度その辺りについて、説明をお願いします。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。この事業につきましては、実際に食料を受け取るという定義ではございませんで、この物流のシステムを構築していくための検討や実証を行う、そういった事業でございます。

その検討内容の中には、実際に、いわゆるロジ拠点っていいまして、大量の食品を保管することのできる、冷凍・冷蔵設備を備えた拠点ですとか、それから、ハブ拠点っていいまして、実際に食支援を行っている団体を取りに行ける距離に設置する、そのロジ拠点、こういってところに、先ほど、御説明の中でも簡単に触れましたけども、いわゆる大手の企業さんのほうから、うまく、そのコスト等も考えながら、スムーズに効率的に、そういった食支援ができるシステムを構築するための検討や、実証実験を行っていくと、そういう事業でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今、人権福祉センターに事務局があって、そこに、いろいろ冷凍庫や冷蔵庫あって、そこから、各その地域食堂のほうに配送したり、取りに来たりっていう格好ですね。結果としては、今度、この助成額の中で、例えば倉庫であったり、さっき言った、冷蔵庫であったり、そういったものとか、それから、いわゆる麒麟のまちになりますんで、かなりの広範囲になってくると。となってくると、要するに、それを、今のところが中心ではなくして、いろんなところに、支所じゃないんだけど、そういったものを造っていくというようなことで理解したらいいんですかいな。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。こちらの事業につきましては、先ほどいただきました意見の中にあります、そういった施設を造るとか、そういった事業ではございません。あくまで、スムーズに物流システムを構築していく、そういった物流の調整のコーディネートや実証を行うための事業費でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ちょっとよく分からんので、できればですね、この実証のスキームっていうか、そういったもんがあれば、頂きたいと思います。

◆吉野恭介委員長 答えられますか、何か。久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。そういったしますと、資料につきましては、ちょっと手元にはございませんので、また準備をさせていただきますと思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今の上杉委員のことと関連をするんですが、まず、この36ページの青い図ですね。右側のある、青い点線、これは、全国の4か所のブロック分けだと思っただけいいのか。今、麒麟圏域は麒麟圏域で実証をやるんだけど、このオレンジというのは、具体的に何を示しているのか。いや、物流の構築ということになれば、中四国ブロックになるのかどうなのかとか、

ちょっとこの図では分かりにくくて、そこを説明していただけますか。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。この点線で囲ってあるエリアが、いわゆる、それぞれの全国の物流システム、物流の流れをつくる拠点となるエリアというところでございます。例えば、麒麟のまち圏域でいきますと、中国地方と四国地方と九州地方でございます。その右側に、中ほどにあります円が、これが関西エリア、その隣の右隣が東北ブロック、東北地方ですね。一番右上にありますのが北海道というふうに伺っております。それで、オレンジの線ですけれども、例えば、このオレンジの線の矢印が、それぞれのエリアから、矢印の方向に向かって、そういった企業さんのほうから運ばれてくる食品の流れというふうに理解していただけたらというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ということは、今、麒麟まち圏域ということで、例えば、鳥取市に大きなハブがあって、八頭町だとか、浜坂だとか、そういったところにも冷蔵庫を設けながら配送しておられますよね。とすると、全国的にきた物品を、その中心的なハブである中央の人権福祉センター、そこで受けて、それを、今度は、中国だと、九州だとか、中四国ブロックというのかな、そこに、こう流す物流の実証をするということなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。先ほどの御質問に対してですけれども、実際に、どちらかといいますと、ちょっと説明のほう、原点に戻しますけれども、都市圏内で物流が、いわゆる食支援のための、食のその物流が止まっていると、地方に届きにくい、そういったところから、それを各地域に流していくためのシステム構築というふうに理解していただけたらというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 ですから、聞いているのは、各地域というのは、どの範囲ですかということなんです。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。例えば、都市圏内から関西のほうにまでしか食が届かないとか、そういったところを効率よく、それぞれの食支援を行う団体にまで行き届けるためのシステムをつくっていくという、そういう事業でございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 今の私が質問、回答、これ、何回か同じようなことが繰り返されてて、ちょっとこうすっきりをしないんです。先ほど、上杉委員からもあったように、この具体的な中身というか、そういったものを、1回資料で出していただきたいなあというふうに思います。

関連での質問です。そういう事業をやるということで、この休眠預金の助成金を受けられたと。ですから、これは、一般社団法人の麒麟のまち地域食堂ネットワークが、実際行うわけですね。その事業はその事業としてでも、中身を、さっき言ったように示してほしいというこ

と。

もう一つは、なぜそんなことを言うかという、鳥取市からも委託金が出てるはずなんです。その関係とのこともあるので、しっかり資料説明を求めておきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センターの久野でございます。資料のほうを作成してお示ししたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 よろしくお願ひします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私も資料請求なんですけれども、今月25日に、北海道、札幌でね、この食支援の物流構築に向けたシンポジウムで、麒麟のまち地域食堂ネットワークの川口事務局長さんが、報告発言されるんですよ。その題名が、物流実証実験事例報告で、大阪から鳥取へっということになってるので、ちょっとその発言の中身も、終わってからで構いませんので、資料提供していただくと、イメージしやすいのかなと思いますので、お願いします。

◆吉野恭介委員長 久野所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 承知いたしました。準備をさせていただきたいと思ひます。

◆吉野恭介委員長 資料が盛りだくさんですけど、よろしくお願ひします。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

それでは、ここで請願審査に入りますので、請願審査に関連のない部署の方は、御退席してください。

令和8年請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、請願審査に入ります。令和8年請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願について、委員の皆様から、質疑、御意見はありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この請願は、毎年出てたんですけども、昨年度は、これは提出されていないんで、何でかなあということ、長坂議員さんからは、昨年は、ちょっと不祥事っていうか、内部でいろいろと問題があつて、あえて出せなかったっていうか、出さなかったんではなしに、出せなかったというような報告を受けたんですけども、基本的には、令和6年までずっと毎年、この地方財政の充実・強化についての請願が出ておまして、これについては、私どもの会派も、賛同するということ、してますんで、同じ文章であるというふうに理解してますので、問題はないのかなというふうに思ひます。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見、質疑ありますか。ないですか。執行部にも同席いただひますので、確認したいような内容があれば、質疑お願ひします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 すみません。令和6年6月の意見書を見比べたら、10項目ですね、今回11項目で、1つ増えてるのもあるんですけど、前は、その7番目に、特別交付税の分配に当たり、諸手当等の支給水準が国の水準を超えている自治体に対して、その云々かんぬんで、減免措置を

行わないことと、特別交付税の減免措置を行わないことと、いろいろあるんですけど、鳥取市の場合、特にこの減免措置、特別交付税の減免措置というのは行われてないという認識でよかったでしょうか。

◆吉野恭介委員長 宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。諸手当等は、給与の水準のことを指していると思いますけれども、本市においては、減額の対象にはなっていないということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂衛委員。

◆雲坂 衛委員 今回の請願と、前回の請願を見比べて、その特別交付税の云々が少し変わっていたので、理解できました。私もこの請願については、先回同様、賛同いたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見等がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 ないですね。質疑を終結いたします。

討論ございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この請願には反対の立場で討論をいたします。地方自治体に対して、国が、項目3のところですが、地方交付税の法定率を引き上げる、それは本当に必要なことだと思いますし、臨時財政対策債に頼らないということも、本当に大事だと思います。そこで、その地域間の財源偏在性の是正ということについては、やはり、これは地方交付税を増やしてもらい、国の補助金増やしてもらい、そういったことで、基本やることであり、この偏在性が、より小さい消費税を対象にということがね、やはり、この消費税っていうのは、前回よりも、今は本当に減税っていうことで、いろいろ国会でも議論されてるんですけども、この逆進性のある消費税、それが、偏在性がより小さいというのは、いろいろ国も計算して配分してるからなんだろうけれども、やはりここをね、当てにするようなことでは、私はいけないということで、消費税に反対してる立場として、ちょっとこの表現、項目がありますので、この請願には反対です。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 今、伊藤議員のほうからも話がありましたけれど、ここの趣旨そのものはですね、やはり今、消費税の減税ということで議論がされております。しかし、私も、個人的には消費税を廃止すべきだというふうには思ってるんですが、その廃止をした後の地方財源をどうするのかということが鮮明になっていない中で、地方が、それに基づいた財政運営をずっとやってきたというところで、具体的に、やはり地方税への税源移譲というところで、しっかりやってほしいんだと、こういうことでございます。

あとは、全体的に、今の関係、そして、あわせて、物価高騰の問題、また、国のその行政の事務をですね、地方が引き受けてるという問題、もう一つは、人勧で、どんどん どんどん人件費は上がっていく、そんな中で、やはり、国がきちんとした財政措置を求めよというのが大きな趣旨でございますので、私は賛成をしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、この請願には賛成という立場であります。といいますのはですね、やはり、国の税というのは、特に法人税等々はですね、やはり大都市中心に集められとるということでもあります。この間も、平井鳥取県知事も、国のほうに申入れをしておられたってことが、地方の交付税が削減される中で、大企業の集中する大都市に税収が集まっているという実態があるわけです。消費税等についてはですね、これは公平性を保っておるところもあるのかというふうに思うわけですが、こういった税というものを、やはり国のほうは見直しをすべきであって、やはり地方までですね、公平な税制を配分していく、こういったことを、私は求めるべきであって、私は、この請願には賛成をいたしております。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 賛成の立場で討論いたします。全国で、こういった意見書を何本も、こう定期的に上げるということは、とても大事なことだと思います。この文書に書いてある骨太方針ですね、この直近でいくと、政府与党の中でもですね、積極財政の国会議員連盟を中心に、しっかり要望をしてきました。財務省が3年間で幾らまでしかつかないという、小さな文字で書いたような方針がずっとあったのも、この、変えていこうという動きがあったり、その追い風になると思いますので、ぜひこういったのを上げるべきですし、私も、細かいところいくと、3番目の消費税というところの文言、これ自体もですね、消費税は、こうゼロにすべきと、景気に応じて、しっかりすべきだということもありますし、様々な観点で、法人税の引上げ、消費税の引下げ、こういった正しい、国民に対する、こういった後押しにもなると思います。文言は100%は賛同できませんけれども、こういったことを上げていくことは大事だと思いますので、しかも11項目ですね、1項目増やして、中身もしっかりブラッシュアップされてるので、今後とも期待をして、今回も賛同したいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 では、これより採決に入りたいと思います。令和8年請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願を採決いたします。本請願の採決に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本請願は採択と決定いたしました。

本請願は、意見書の提出を求める請願でありますので、その内容については、正副委員長のほうで、まとめさせていただいて、後半の委員会でも提案をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。執行部の皆様、御退室ください。ありがとうございました。

それでは、企画推進部は午後にしますので、一旦休憩に入りたいと思います。午後の再開は、1時10分とさせていただきます。

午後0時5分 休憩

午後1時8分 再開

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。企画推進部に入ります。

まず、渡邊企画推進部長に御挨拶をいただき、その後、4月・5月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。渡邊企画推進部長。

○渡邊大輔企画推進部長 4月より、企画推進部の部長を拝命いたしました渡邊でございます。部長職は初めてということで、不行き届きなどところがあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

本年4月に、第12次鳥取市総合計画、それから、第3期になりますが、鳥取市創生総合戦略、これは、鳥取市地方創生アクション、アクションプランというふうに言っておりますが、こちらがスタートをしております。この計画は、鳥取市におきましても、最上位の計画ということでございます。企画推進部におきましては、この総合計画の進捗管理等を行っていく部でありまして、市政推進の要の部ではないかと考えております。

また、今年度は、鳥取市の深澤市長の第4期目のスタートの年となりました。市長は、よくお話の中で、全庁一丸となってというふうなことを申しておられます。以前と比較しまして、やはり一つ一つの行政課題が複雑で、そして難しくなってきたというのを感じておりまして、1つの部局ではなかなか対応できないことも増えてきております。企画推進部としましては、やはり、各部局をつなげることだとか、横串を刺してみたいなことを言いますけれども、連携して取り組むということ、そのような役割も担っておるというふうに考えております。

いずれにしましても、鳥取市の発展でありますとか、よりよいまちになるようにということに意を用いながら、事業の推進に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今日はレジュメにございますように、議案が2本、それから報告を2本、御説明させていただきます。まず、議案ですが、議案第75号令和8年度の鳥取市一般会計補正予算です。歳入につきましては、人づくり・まちづくり基金の繰入金や、鳥取世界おもちゃ館委託料の返還金などとしまして、総額2億8,252万1,000円の増額補正を計上しております。

歳出につきましては、市政広報費や、麒麟のまち創生推進事業費などに要する経費としまして、総額2億9,605万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。また、市民会館の空調設備等の改修におきまして、工事を2か年で実施することのために、令和9年度の債務負担行為としまして、限度額を3億8,761万8,000円の設定をお願いするものでございます。それから、議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてですが、鳥取世界おもちゃ館の施設管理費や、超高速情報通信基盤整備事業費などにつきまして、財源更正を行いましたので承認を求めるものでございます。

続きまして、報告です。報告第8号繰越明許費繰越計算書につきまして、こちらは、国の重点支援地方交付金を活用した市政広報費や、鳥取市の知名度アップ大作戦事業費、また、市民会館施設管理費の一部を、令和7年度から令和8年度に繰り越したので報告をさせていただきます。

ものです。その下です。公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等についてでございます。これは、毎年この6月定例会の本委員会におきまして、御報告をさせていただいたとる案件でございます。

以上、詳細につきましては、それぞれの関係課長より御説明を申し上げたいと思います。

あわせまして、先ほどございましたが、今日は、今年度に入って初めての企画推進部の所管事業に関する総務企画委員会ということになりますので、4月と5月の人事異動によりまして、企画推進部に配属されております職員が自己紹介をさせていただきます。

まずは私ですが、先ほどは御挨拶させていただきました、企画推進部長を拝命しました渡邊でございます。前任は、経済観光部の次長兼経済・雇用戦略課課長でございました。よろしくお願いいたします。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 このたび、企画推進部の次長を拝命しました。課の名前も、4月から創生企画課に変わっております。上田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○西田茂樹文化交流課長 この4月の人事異動によりまして、文化交流課長を拝命いたしました西田です。3月までは、同じ企画推進部、地方創生推進室にありました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室長の平田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤幸二創生企画課課長補佐 創生企画課課長補佐を拝命いたしました遠藤です。よろしくお願いいたします。

○渡邊大輔企画推進部長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いいたします。西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。そうしましたら、まず、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の所管に属する部分につきまして御説明をいたします。説明は、資料1の1、総務企画委員会補正予算説明資料、企画推進部、令和8年度6月補正予算、こちらに沿って御説明をさせていただきます。歳入予算につきましては、充当先の歳出予算があるものについては、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。まず、歳入予算でございます。中ほどでございますけれども、諸収入、雑入、雑入、雑入でございます。予算書は22ページ、23ページを御覧いただければと思います。（鳥取世界おもちゃ館委託料返納金）でございます。補正予算額が144万1,000円となります。これは、例年発生をいたします、鳥取世界おもちゃ館の前年度の指定管理料の余剰分を、返戻、返戻金として繰り入れるものでございます。歳出の部の、鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金、これの財源となるものでございます。歳入は以上です。

◆吉野恭介委員長 平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。続きまして、歳出予算です。資料1の1の3ページを御覧ください。一番上の市政広報費でございます。予算書は27ページ、事業別概要は17ページの上段でございます。事業別概要で説明をさせていただきたいと思いますので、事業別概要17ページを御覧ください。右側、事業の概要欄の中ほど、事業の内容を御覧ください。本市では、様々な媒体を活用した広報・広聴に取り組んでおりますが、市政情報を的確に届け、声を収集し、市政に反映することが十分にできていないと認識しております。このような現状を改善するため、若手職員により、SNSを活用した戦略的広報を展開するとともに、市民の声を収集し、市政運営に反映するための効果的な仕組みを構築するよう取り組んでいきたいと考えており、その経費586万4,000円の増額をお願いするものです。

増額の内訳としましては、取組の全体像に記載しております、（１）SNS広報広聴強化に係る伴走型支援事業、これは、プロポーザルを想定しておりますが、プロポーザルにより業者を選定し、その委託料として、517万円。その委託料の内訳としましては、SNS戦略策定・初期構築として88万円、リテラシー向上研修として82万5,000円、最後に、動画コンテンツ制作・運用支援として346万5,000円でございます。そして、（２）先進地視察につきましては、これは、前橋市、秋田市に職員4名を想定しております。69万4,000円で、補正額は586万4,000円の増額となっております。なお、財源は全額一般財源でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。その下の総合企画費の（麒麟のまち創生推進事業費）になります。同じく事業別概要、16ページの上段になります。麒麟のまち創生推進事業費、事業概要の欄の下の事業の内容を御覧いただきたいと思います。

現在、第2期の連携中枢都市圏ビジョン、こちらの計画期間としましては、令和5年度～9年度までということになっておりまして、来年度が、いよいよ最終年度になるというところでございます。令和10年度からスタートします第3期ビジョン、こちらを来年度策定したいというふうに考えておりまして、本年度は基礎調査の、基礎資料の収集を目的に、圏域住民を対象とした意識調査を実施したいと考えております。調査対象としましては、現在の第2期ビジョンとの調査と同じように、圏域住民4,200人を対象にしたいと考えておりまして、7月頃から準備を進めまして、11月頃に調査票を送付しまして、年度内に集計のほうを完了したいというふうに考えております。

この増額する予算の内訳としましては、アンケート調査票の作成や集計などの業務委託料としまして、278万5,000円というふうになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田です。続きまして、地域情報化推進費でございます。事業別概要としましては、19ページ下段となります。事業の内容を御覧ください。こちらは、地元民間事業者と連携いたしまして、見守りや安否確認等のサービスを提供するスーパーアプリの構築に向けた実証実験に要する経費として、126万3,000円を増額計上させてもらってるものでございます。

取組としましては、地元民間企業と協定を締結し、市民のサービスの向上を目指すものでありまして、この中で、高齢者等の生活支援が必要な方を対象としまして、見守りや安否確認、また買物支援などのサービスを提供するアプリの実証実験を行うものとしております。実証実験の対象エリアとしましては、福祉部の取組と連携いたしまして、地域福祉ネットワーク・支えあい推進事業、こちらの対象となる明德・修立地区を予定としております。費用の内訳といたしましては、システム利用経費、システムのサポート代、またインターネット接続環境のない方への通信経費となります。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田です。そうしましたら、その下でございます。鳥取世界おもちゃ館運営委託費等です。事業別概要は 17 ページの下段になりますので御覧ください。（鳥取世界おもちゃ館基金積立事業補助金）でございます。補正予算額は 115 万円でございます。これは、指定管理者であります公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館が、各種事業の実施のために基金を設置しておりますけども、これに対しまして、県と市は、指定管理者との協定に基づきまして、返納されます前年度委託料の余剰金を基金に積み立てるように補助するものでございます。財源は、先ほど歳入の部で御説明いたしました返納金になります。歳入額と歳出額に差がありますのは、事業別概要にありますように、指定管理料の余剰分のうちに、請負差等で、指定管理者の経営努力以外で余剰となった分を控除しているというためでございます。

続きまして、その下の事業です。国際交流促進費の（国際交流費）、補正予算額は 181 万 7,000 円でございます。事業別概要は、18 ページの上段を御覧いただきたいと思います。事業が 2 つございます。1 つ目でございますけど、ブラジル鳥取県人会創立 75 周年、また、第二アリアンサ鳥取村開村 100 周年記念式典等へ出席をするために、当初予算に旅費等を計上させていただいておりますけども、燃料代等の高騰によりまして、見込んでいた額を大きく上回るということから、必要額といたしまして、166 万 7,000 円の増額をお願いさせていただくものです。

それから、もう一つでございます。多文化共生のまちづくり推進のための経費といたしまして、在住外国人と地域住民の交流の場をつくるための交流イベントの開催業務委託、これに、15 万円を計上をさせていただくものでございます。

その他財源の繰入金は、人づくり・まちづくり基金繰入金でございます。

◆吉野恭介委員長 松田課長。

○松田仁史デジタル戦略課長 デジタル戦略課、松田でございます。続きまして、資料 4 ページ目をお進みください。1 行目になります。有線テレビジョン放送施設管理費になります。こちらは、既存のケーブルテレビ網の支障移転に係る経費として、253 万円を増額計上させていただくものでございます。事業別概要につきましては、20 ページの上段となります。補正の内訳としましては、鳥取県の発注工事としまして、県道池谷福部停車場線改修工事、福部町左近にございます。それと、県道八束水勝見線改修工事、気高町下原になります。こちらの工事になるものです。なお、この財源につきましては、県発注工事に係る部分の全額 253 万円につきまして、歳入のほうで説明ありました、県の移転費に全てを充てるものとなります。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 続きまして、その下になります。（麒麟のまち圏域大学生魅力発見・定住促進事業費）です。事業別概要 16 ページ下段、魅力発見・定住促進事業費になります。事業の経過及び背景を御覧いただきたいと思います。市内の大学に通います学生の地元定着につきましては、こちら課題となっております。若者会議ですとか、若手職員プロジェクトチーム、こちらから、地域とつながりや魅力を知る大学生、地域に定着し得る事例が見られるんじゃないかと、そういったようなお話も伺っております。

その事業の下の方になります、事業の内容を御覧いただきたいと思います。昨年2月、本市と鳥取大学、公立鳥取環境大学は、ふるさと納税を活用した地方創生などに関する連携協定を締結させていただきまして、この連携分野の支援を目的に、ふるさと納税による大学への寄附の受付を市のほうで行っているところでございます。この寄附などを活用しまして、大学が協定の連携分野におきまして、在学生を対象に実施します、麒麟のまち圏域の魅力の浸透を図る事業に対しまして助成を行い、若者定住の促進を図りたいというものでございます。事業費の内訳としましては、この2つの大学へのふるさと納税の寄附額、現在合計で10万800円と、10万800円となっております。これに、単市の上乗せ補助としまして、30万円の2大学上限ということで、60万円を加えまして、補助上限額70万800円と、歳出予算としましては、70万1,000円ということで計上させていただいております。

このふるさと納税の寄附額10万800円でございますが、予算上、繰入金は10万円とさせていただきまして、一般財源60万1,000円ということで、事務上の処理をさせていただいております。

続いて、最初の補正予算の資料5ページを御覧いただきたいと思います。一覧表の5ページになります。カラフルな資料をつけさせていただいております。こちらの資料の1番の補助制度の内容を御覧いただきたいと思います。この内容の右側に図をつけておりまして、この交付金のイメージでございますが、補助金は、青色の1階部分と白色の2階部分を合計した金額となります。この、まず1階部分の青の部分ですが、こちらが基本補助と、基本補助分としまして、前年に収入しましたこのふるさと納税の寄附額から、事務経費1割を控除した金額、これを10分の10で交付するという内容となります。そして2階部分、白色のところ。単市による上乗せ補助としまして、補助対象経費、全体経費から、この青の1階部分を引いて、その残りに補助率の2分の1掛けまして、その上限30万円で交付という内容としております。その図の左側ピンク色の部分に計算式、それから下のクリーム色の部分に算定の例を3つ書かせていただいております。

この補助制度としましては、2階部分の上乗せ補助、こちらは単市でございますが、寄附額が年度によって大きく変動したとしても、大学に安定して事業実施していただくための仕組みとして設けております。また、補助上限額などは、前年度まで実施しておりました類似の、麒麟のまち魅力発見事業という事業がございましたが、こちらの実績を参考に設定しております。そのほか、寄附がたくさん頂きましたら、この大学の負担、併せて市の負担もですけども、減っていくという仕組みになっておりますし、ある年度、例えば多くの寄附がたくさん集まって、大学の予定している事業、使い切れない場合もあった場合には、その分については、翌年度以

降に繰り越して使っていただけるような仕組みを、そういう運用でできないかということで考えております。

下の 2 番に、補助対象事業のイメージ、幾つか書いております。連携分野ごとに、学生と社会人との交流会など、いろいろな事業に活用できるのではないかと考えておりますので、イメージも併せて御覧いただければと思います。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。続きまして、補正予算の資料 4 ページにお戻りいただきまして、教育費、社会教育費、文化振興費、文化振興費でございます。事業別概要は 18 ページの下段となります。（文化施設のあり方に関する検討事業費）、補正予算額 990 万円でございます。これは、本年 3 月に策定をいたしました、新たな文化施設の整備に関する基本構想に基づきまして、基本計画の策定を進めるに当たりまして、その前段といたしまして、施設整備の候補地を複数箇所想定をいたしまして、それぞれの敷地面積に応じた、ホールほか各諸室の施設規模・機能を設定をいたしまして、その施設整備に係る概算事業費等を算出するという基礎調査を実施しようとするものでございます。この調査で得られました結果は、来年度から、基本計画の策定のために設置する予定としております有識者会議におきまして、議論していただくための資料にしようとするものでございます。この事業のその他財源の繰入金金は、人づくり・まちづくり基金繰入金でございます。

続きまして、その下の市民会館管理費の施設管理費、（市民会館施設管理費）、補正予算額は 2 億 7,004 万 8,000 円でございます。事業別概要は 19 ページの上段、また、この事業の詳細につきましては、この補正予算資料の 6 ページから詳しい資料をつけておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。また、あわせて、債務負担行為の設定をさせていただきますので、事業別概要の 71 ページも御覧をいただきたいと思います。

この市民会館ですけれども、昭和 42 年に開館以降 59 年が経過をしております、老朽化が進行しているという状況です。これに対しましての改修に係る費用を上げさせていただくものでございます。

まず、6 ページのところでございますけれども、市民会館の空調等の改修工事ということで、昨年度 9 月補正予算に計上して実施をしております、空調設備等の改修工事の実施設計が 7 月に完了するために、この改修工事費を上げさせていただいております。改修工事は来年度末までかかる見込みでございまして、本年度は、前払い金としての工事全体の事業費の 40% の 2 億 5,841 万 2,000 円を計上をさせていただいております。残りの 60% の 3 億 8,761 万 8,000 円は、事業別概要の 71 ページのとおり、令和 9 年度の債務負担行為を設定させていただくものでございます。

工事の内容といたしましては、熱源設備、空調設備、受変電設備の改修及びその他の設備更新としますけれども、消火設備とか火災報知設備等でございます。

次に、受変電設備に低濃度 P C B が使われておりまして、その撤去期限が、本年度、令和 8 年度末となっているということから、その撤去費用といたしまして、141 万 6,000 円を計上をさせていただいております。これらの財源につきましては、施設の長寿命化事業に使用します起

債、公共事業等適正管理推進事業債、こちらの長寿命化債というものを 2 億 3,380 万円活用をしていきたいというところです。この起債の充当率は 90%で、交付税措置が 45%でございます。残りの 10%の部分につきましては、交付税措置のない行政改革推進債を充当いたします。

なお、工事に伴いまして、この市民会館は、今年、令和 8 年の 10 月から来年度末、令和 9 年度末まで休館をすることとしておるところでございます。

続きまして、資料の 7 ページを御覧いただきたいと思います。市民会館バリアフリー等改修工事実施設計業務委託でございます。市民会館は、古い建物でございますし、バリアフリーに対応してないという施設でございます。鳥取県福祉のまちづくり条例や本市のバリアフリー基本構想に基づいた改修が必要であるということから、そのための実施設計業務といたしまして、871 万 2,000 円を計上させていただくものでございます。

実施設計の内容といたしましては、8 ページにも図面をおつけしております。こちらも見ただきながらでございますけれども、主に、まず入り口 2 か所に、音声誘導装置の設置を考えております。また、誘導ブロックの設置、貼り替えというのを何か所か設置したいということで、今設置しとる誘導ブロックは、ちょっと規格に合っていない部分があるということで、その貼り替えを考えてるところでございます。また、授乳コーナーがないということで、新たに設置をしたいというところです。それと、トイレ改修といたしまして、まず、1 階の男性・女性トイレともにですけども、車椅子使用者用の簡易型の便房、個室ですね、それを、それぞれ 1 か所設置をいたしまして、和式から洋式に変更するというものです。また、2 階の男性・女性トイレですけども、図面見ていただきますと、赤く囲んでおりますけれども、喫茶・軽食スペースとなっていた箇所、こちらトイレに使用するというところで拡張いたしまして、男女ともに、和式のトイレを全て洋式化をいたしまして、男女それぞれ便座数を増やす、そういった改修、これの実施設計というものでございます。

それから、また同じく市民会館施設管理費でございますけれども、事業別概要の 19 ページの上段を御覧いただきたいと思います。もう一つの事業ということで、事業の内容のところの（2）でございます。市民会館の利用料収入減による指定管理者に対する補填金を計上をさせていただくものでございます。理由といたしましては、旧本庁舎跡地広場、TORIKOI PARK（とりこい ぱーく）の整備工事、これが、令和 6 年 10 月に着工いたしまして、令和 8 年 2 月まで工事をしておりまして、その間、市民会館利用者の駐車場が 63 台だったものが 39 台使えなかったことでありますとか、あと、国道側から機材搬入のために使われます 11 トントラック、これが入れなくなるなどの影響が出ておりまして、そのために利用料収入が減少したというところでございます。補填金の算出方法といたしましては、令和 7 年度の利用料、これと、過去 5 年間、令和 2 年度～令和 6 年度の平均とを比べまして、その減少分が 150 万 8,000 円となりますけれども、これを補填金として上げさせていただくものでございます。この補填金につきましては、昨年度も同じ時期に補正予算計上をさせていただいておりまして、補填金の算出の考え方につきましても、昨年と同様の考え方で行ってるものでございます。

以上、議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）の所管に属する部分についての御説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 事業別概要の19ページの上段の市民会館施設管理費のところの地方債の内訳のところ、もう一回金額を教えてもらえませんか。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。公共事業等適正管理推進事業債です。これの長寿命化債、これを2億3,380万円活用していくというところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 補正予算書の25ページに、市債が一覧でば一つと出てまして、その真ん中ら辺の市民会館改修事業債っていうところで、2億6,850万っていうことで、この事業のものだというふうに理解をしてるんですが、ここに2つ内訳で書いてますよね、右側に。これと金額が違うんですけど、これではないっていうことですかね。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。すみません、先ほどの御説明、誤りがございました。市民会館改修事業債で、公共事業等適正管理推進事業債、これを、私が、長寿命化債を2億3,380万円と申し上げましたけども、実際のところは2億4,160万円でございます。ちょっとお待ちください、すみません。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。すみません。まずですね、公共事業等適正管理推進事業債、これが、先ほど申し上げた長寿命化債と言いましたけども、実は補正予算の資料では、UD債と書いておりますけども、ユニバーサルデザイン債というものがございます。補正予算の説明の資料の2ページのところの公共事業等適正管理推進事業債、このUD債、ユニバーサルデザイン債、これが、バリアフリー等の工事の実施設計業務、これに充てる起債でございまして、この額が780万円です。それと、公共事業と同じく、公共事業等適正管理推進事業債、長寿命化債、これが、改修工事のほうに充てる起債でございすけども、これが2億3,250万円、この2つを合わせました2億4,160万円というのが、補正予算書の25ページの市民会館改修事業債、これになります。その下の行政改革推進債というのは、残りの10%の部分に充てる起債ということになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 いいですか。そのほか、聞き取りにくかった点や字句の確認ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、議案第96号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説明をお願いします。西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。そうしましたら、資料は、1の2、総務企画委員会の補正予算説明資料、企画推進部、令和7年度3月専決補正予算、この資料で

御説明をさせていただきます。資料の２ページを御覧ください。

歳入でございます。右側の４つの事業につきまして、市債の補正を行っております。詳細は、歳出で、特定財源として説明をさせていただきます。

３ページを御覧ください。歳出でございます。一番上の（鳥取世界おもちゃ館施設管理費）でございます。予算編成に当たりまして、充当率が１００％ではない起債事業について、起債の裏に行政改革推進債を充当しておりましたけれども、この行政改革推進債は、交付税措置のない起債であるために、特別交付税の増など、最終的に歳入が増加したということから、３月専決で、全ての行政改革推進債を減額をさせていただきますまして、一般財源に財源更正を行ったものでございます。

また、この下の３つの事業、（超高速情報通信基盤整備事業費）、また、（環境大学運営費交付金）、（統合型地理情報システム管理費）も、同様の財源更正を行ったものでございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆さんで字句の確認等ございますか。なしと認めて、報告事項に入ります。

報告第８号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 まず、報告第８号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部、説明をお願いいたします。平田室長。

○平田政志秘書課広報メディア室長 広報メディア室、平田です。それでは、報告第８号繰越明許費繰越計算書の所管に属する部分につきましては、付議案により説明をさせていただきたいと思っております。付議案の６６ページを御覧ください。一番上でございます。総務費、総務管理費、市政広報費です。これは、本市が取り組む重点支援地方交付金事業について市民に広報し、必要な支援につなげるために要する経費で、国の補正予算に呼応し、１月臨時会において議決をいただきました事業費の全額５２８万７,０００円を繰越しさせていただき、本年度執行するものでございます。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が４４９万３,０００円、一般財源が７９万４,０００円でございます。

次に、１段下でございます。鳥取市知名度アップ大作戦事業でございます。これは、シティプロモーションにより、定住人口や来訪者の増加を図り、地域経済の活性化につなげるために要する経費で、同じく国の補正予算に呼応し、１月臨時会において議決をいただきました事業費の全額１,７００万円を繰越しさせていただき、本年度執行するものでございます。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が１,４４５万円、一般財源が２５５万円です。以上です。

◆吉野恭介委員長 西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田でございます。続きまして、付議案の７２、７３ページを御覧ください。表の中ほどでございます。款が教育費、項社会教育費の（市民会館施設管理費）でございます。これは、昨年９月補正予算で計上し、繰越明許の議決をいただきました、市民会館の空調設備等の改修工事に係る実施設計費用でございます。特定財源の地方債は、公共事業等適正管理推進事業債でございます。

報告第8号繰越明許費繰越計算書についての説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について、執行部より説明をお願いします。上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田です。そうしましたら、資料の2の付議案等説明資料2ページをお開きいただきたいと思います。公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況、就職状況についてということで報告させていただきます。

まず左上、在籍状況、5月1日現在を御覧いただきたいと思います。この表の左側、令和8年度の入学者でございますが、学部定員に対しまして、環境学部160人、経営学部159人で、合計319人ということになりました。一番右列に、4学年の合計記載しておりますが、合計で、環境学部が657人、経営学部が665人の合計1,322人というふうになっております。その下に大学院の欄がございます。同じように表の左側に令和8年度ということで、入学者は定員に対しまして、環境学専攻13人、経営学専攻2人で、合計で15名というふうになっております。

その下、2番、実施状況、御覧いただきたいと思います。一番下にまた同じように表にしております。この表の右側、合計を記載しております。上から順に、募集人員が、環境・経営両学部合計で300人募集を行いまして、志願者数は1,070人、志願倍率は3.6倍ということでございました。入学者数につきましては319名、先ほど報告しましたけど、同じく319名ということで、このうち県内が75名、市内が33名ということになっております。学部ごとの内訳につきましては、お読み取りいただければと思います。

続いて、3ページの就職状況、3月31日現在時点でございます。下に表を、また記載しております。こちらの卒業者数、令和7年度288人、就職希望者249名、内定者につきましては245名で、県内企業が54名、このうち、その下、米印ですけれども、鳥取市内の企業への就職ということで33名となっております。内定率は98.4%で、全国平均を上回っているというところでございます。

その下に就職先ということで、鳥取市内、こちらを一覧で記載させていただいております。この右側の出身地、こちらが、学生が鳥取の学生であれば鳥取市、米子市であれば米子市というふうに書いてありますので、御覧いただければと思います。

続きまして、4ページにお進みいただきたいと思います。こちら、就職先一覧ということで、学部別に掲載させていただいております。農林、農業、林業、建設業、分類別に、県内企業、県外企業、県内企業別ということで記載しております。6ページまで全体記載しておりますので、こちらもお読み取りいただければと思います。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 今報告をありがとうございました。担当課として、この年数を追ってですね、資料まとめていただきましたけれど、昨年と今年で、何が成果で何が課題だったと感じてるのかっていうことを教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田次長。

○上田貴洋次長兼創生企画課長 創生企画課、上田でございます。成果・課題ということでございます。担当課としての受け止めという御意見でございました。まず、成果としましては、こちら大学に頑張っていたいただいたというところの分野にはなりますけども、まず、大学のほうが、県内の高校にしっかり出向いていただきまして、特に学長さん中心に出向かれまして、鳥取環境大学の魅力を、特に進路指導の先生、それから校長先生にしっかり伝えていっていただきまして、これずっと継続してやっていただいているんですけども、それによりまして、県内入学者、少しずつですけども増えてきているように、この数字を時系列で見まして感じているところでございます。それに加えて、各先生方、それから学生も、県内の高校に、小学校もございまして、出向きまして、授業にちょっと入らせていただいたりして、身近に感じていただく取組もしていただけているのではないかと思います。

そして、さらに先を見越して、新たな環境大学の形ということで新学科、保全生物学科のほうを大学のほう考えられまして、こちら、令和 10 年 4 月からスタートできるように、現在準備を進めておられます。

一方で、課題としましては、こちらは、全国的に学生数、現在がちょうどピークぐらいではというのが文科省の見立てでございます。これが、だんだん年を追うごとに減ってきますので、これに対して、鳥取環境大学も他の大学と同様に、いかに学生数を確保して、大学の経営をしっかりと継続するとともに、環境大学の学問を、しっかり学生に伝えていくのかというようなところを、引き続き確立していただくことが宿題かなというふうに感じております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありませんか。西田課長。

○西田茂樹文化交流課長 文化交流課、西田です。先ほど補正予算の説明で、市民会館の改修に伴う起債の額の内訳を御説明させていただいたんですけど、少し誤りがございましたので、もう一度説明をさせていただきます。

補正予算の説明資料の 2 ページのところの社会教育施設建設事業債のところの（市民会館改修事業債）でございますけども、先ほどの U D 債、ユニバーサルデザイン債につきましては、バリアフリー化の実施設計、これに伴います 780 万とお伝えしました。ここは正しかったんですけども、その下の長寿命化債、これを 2 億 3,380 万、これは空調工事、空調等の工事に係る起債の部分とお伝えしましたが、P C B の撤去に係る部分の起債もここに含まれますので、それを合わせまして 2 億 3,380 万でございました。訂正をさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 そのほかよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで企画推進部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 それでは、市民生活部に入ります。まず、藏増市民生活部長に御挨拶をいただいた後、4月・5月の人事異動で異動された執行部の方に自己紹介をお願いしたいと思います。藏増市民生活部長。

○藏増祐子市民生活部長 市民生活部の藏増でございます。本日はよろしくお願いいたします。本日説明をさせていただきます市民生活部に関する議案でございますが、3件ございます。そして、報告事項で1件ございます。

まず、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）でございますが、市民生活部の所管に属する部分といたしまして、地区公民館こどもの居場所づくり事業費など、総額6,568万1,000円の増額補正予算を提案させていただいております。次に、議案第89号は、過疎対策事業債を過疎計画に定めた事業の財源として発行をするため、計画を変更するものでございます。次に、議案第96号は、令和7年度鳥取市一般会計補正予算につきまして、専決処分を行いましたので御報告をし、その承認を求めるものでございます。

次に、報告案件といたしまして、報告第8号繰越明許費繰越計算書でございます。こちらは2事業ございまして、1つ目が、鹿野町の文化交流拠点周辺整備事業、2つ目は、神谷清掃工場の解体工事に係る施設維持管理費でございます。いずれも、令和7年度一般会計予算のうち、令和8年度への繰越明許費に係る繰越額について確定をいたしましたので、御報告を申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど各担当課長のほうから御説明を申し上げます。

そうしましたら、異動の御挨拶のほうをさせていただきたいと思います。4月と5月の人事異動がございまして、5月に市民生活部の体制で、市民総合相談課をくらしの安心・相談課といたしまして、協働推進課で所管をしていました防犯と交通安全業務を移管いたしまして、近年増加をしています特殊詐欺や消費者問題などとともに、相談から啓発など一体的な推進を図る体制となっております。このような新たな体制で、市民生活部スタートをしているところでございます。

そうしましたら、自己紹介のほうに入らせていただきたいと思います。まずは、改めましてですけれども、私のほうは、4月の人事異動で、市民生活部長を拝命いたしました藏増祐子でございます。よろしくお願いいたします。

○戸田昭弘環境局長兼生活環境課長 4月の異動で、市民生活部環境局局長兼生活環境課長を拝命いたしました戸田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本秀一佐治町総合支所長 4月の人事異動で、佐治町総合支所長を拝命いたしました岡本です。よろしくお願いいたします。

○藤田浩一協働推進課長 同じく4月1日の人事異動で、協働推進課長を拝命いたしました藤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田渕康修市民課長 4月1日の人事異動で、市民課長を拝命いたしました田渕康修です。どうぞよろしくお願いいたします。

○米田亜希子協働推進課参事 4月1日の人事異動で、協働推進課参事のほうを拝命いたしまし

た米田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本宏仁総括主査 4月1日付で、総合支所エリアマネジャーを拝命いたしました坂本です。よろしくお願いいたします。

○服部真也くらしの安心・相談課課長補佐 4月1日付、旧市民総合相談課の課長補佐を拝命いたしまして、5月1日から、くらしの安心・相談課、引き続き課長補佐を務めております服部と申します。よろしくお願いいたします。

○川口泰弘国府町総合支所副支所長 5月1日で、国府町総合支所副支所長を拝命いたしました川口と申します。よろしくお願いいたします。

○金谷幸一用瀬町総合支所副支所長 4月1日の人事異動で、用瀬町総合支所副支所長を拝命いたしました金谷でございます。よろしくお願いいたします。

○田渕 聡気高町総合支所副支所長 4月1日の人事異動で、気高町総合支所副支所長を拝命しております田渕聡といいます。どうぞよろしくお願いいたします。以上となります。

○藏増祐子市民生活部長 異動の自己紹介のほうにつきましては、以上でございます。それでは、本日の説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、自己紹介のみで、議案説明、報告のない部署の方は御退席ください。

議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 議案説明に入ります。議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。田渕課長。

○田渕康修市民課長 市民課、田渕です。では、議案第75号令和8年度鳥取市一般会計補正予算の第2号、所管に属する部分について御説明いたします。説明は、資料1の令和8年6月定例市議会、総務企画委員会補正予算説明資料、こちらや、事業別概要に沿って説明させていただき、歳入の説明は、歳出の説明のときに併せて御説明いたします。

それでは、資料1、補正予算説明資料の4ページをお開きください。款、項、目、細目の順に、02 総務費、01 総務管理費、01 一般管理費、23 総合窓口管理事務費の（総合窓口管理事務費）補正額503万2,000円について御説明いたします。予算書は27ページ、事業別概要は24ページの上段であります。こちらは、本庁舎1階の市民総合窓口業務及び総合案内業務の業務包括委託に係る人件費相当額の増額補正をお願いするものであります。この市民総合窓口業務等に係る業務は、令和6年9月に債務負担行為を認めていただき、令和7年度～令和9年度まで3か年の契約を締結しているところであります。契約時には、向こう3年間の賃金引上げを見込んで契約していましたが、その想定を上回る最低賃金の上昇が生じております。このため、法令遵守の観点から、適正な価格転嫁を実施するため、503万2,000円の増額補正をお願いするものであります。財源は全て一般財源であります。

あわせて、債務負担行為について御説明いたします。資料は、事業別概要の72ページになります。事業名は、総合窓口管理事務費であります。先ほど増額補正をお願いしました市民総合窓口業務及び総合案内業務につきましては、令和7年度～9年度までの3か年の契約とし

て、既に契約しております。このたびの令和8年度分の増額補正につきましては、令和9年度にわたる変更契約を行うこととなります。このため、令和9年度分に該当します債務負担行為の増額を設定するものであります。令和9年度分に当たる増額は、現時点で最低賃金の動向を見極めできないため、令和8年度の増額分と同額の503万2,000円をお願いするものとしております。財源は全て一般財源です。

今後の取組としましては、議決を得た後、令和9年度末までの変更委託契約を締結いたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 岡本支所長。

○岡本秀一佐治町総合支所長 佐治町総合支所、岡本です。資料は、同じく4ページを御覧ください。中段の、目06財産管理費、細目01庁舎管理費、(佐治町総合支所管理費)、補正額は36万3,000円です。予算書は27ページ、事業別概要は67ページ上段を御覧ください。これは、佐治町内の2つの集落、山側斜面に計6基設置されています遠隔自動斜面モニタリング設備の保守に係る経費となります。これは、急傾斜などで地盤が変位等、受信した場合、監視サーバーから自動的に警報メールを配信するもので、具体的には、ウェブシステムサーバー管理費や回線管理、通信費などの経費となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。どうぞよろしくお願いいたします。その1つ下の項目になります。企画費、総合企画費の中の(人材誘致・定住促進対策事業費)です。予算書は27ページ、事業別概要は21ページの上段となります。補正額は12万3,000円です。これは、用瀬町にあります、お試し定住体験施設に設置しておりますエアコンが、経年劣化により故障しております。その取替えを行うものとなります。本市の短期滞在型のお試し定住体験施設につきましては、用瀬町のほか、気高町の逢坂地区、旧市の3か所がありまして、移住を希望される方が、実際に鳥取市での暮らしを体験することで、移住後の具体的な生活のイメージをつかんでいただいて、移住の不安をなくすとともに、ミスマッチをなくし、移住・定住につなげるものでございます。

続きまして、その下、地域振興対策費の(特定地域づくり推進事業費)です。予算書は29ページ、事業別概要は21ページ下段です。補正額は873万円、特定財源は国・県支出金で、国庫補助金の特定地域づくり事業推進交付金が84万3,000円、県補助金の特定地域づくり事業推進補助金、こちらが168万6,000円の合わせて252万9,000円となっております。本事業につきましては、7ページに資料をつけておりますので、7ページをお開きいただけますでしょうか。こちらのほうで、説明のほうをさせていただきたいと思います。

特定地域づくり事業協同組合の制度につきましては、令和2年に施行されました、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、こちらに基づく事業となります。過疎地域などの人口減少が著しい地域におきまして、地域の事業者でつくる協同組合が、職員を正社員として雇用し、季節や繁忙期に応じまして、各事業者に派遣する仕組みとなります。地域産業の担い手確保、雇用の創出、地域経済の維持・活性化を目的といたしております。県知事から事業の認定を受けた組合は、労働者派遣事業が届出できますし、運営費の支援

が受けることができるというような仕組みとなっております。

このたび、2番に記載しております佐治地域の5事業者を発起人としまして、河原・用瀬・佐治の南部地域で、組合員を増やしながら特定地域づくり事業に取り組まれるもので、その特定地域づくり事業協同組合の設立・運営費の支援を行うものとなります。

3番に記載の補正予算の概要の内訳にあります、設立に係る寄附金につきましては、組合が事業認定を受ける際に必要な財産的基礎部分に対する財政支援となっております。組合が雇用する派遣職員の3か月分の給与総額程度が必要となることから、4人を予定しておりますが、4人、3か月分で300万円、そのうち5事業者の出資金が25万円、こちらを引いたところ、275万円となっております。このうち2分の1は特別交付税の対象となります。

委託料は、この事業を円滑に進めるために、人材の確保、組合員の拡大、また労務管理など、組織運営が成功の重要なポイントとなっております。先行地域での実績がありまして、総務省の地域力創造アドバイザーでもある方に、事務局運営や職員募集などのアドバイザー業務を委託していきたいというふうに考えております。こちらにつきましては、全額特別交付税の対象となります。

続いて、運営補助金についてです。今年度分といたしまして、派遣職員を10月から2名、1月から2名の合わせて4名の雇用を予定したものとなっております。左下の図、こちらは、運営補助金の財源について表したものとなっております。補助対象経費は、派遣職員の人件費と事務局の運営経費で、その2分の1を補助する形となります。2分の1は自己資金と書いておりますが、職員派遣を受けた組合員からの利用料収入などで組合のほうで賄ってまいります。市の補助額の2分の1は、県補助金を充てますので、補助対象経費に対して市の負担は、この時点で4分の1となります。また、その4分の1の半分、2分の1は国費、国の交付金が充たります。実質は8分の1となりますが、この部分の2分の1に、特別交付税が対象となりますので、制度上は、実質負担割合は16分の1というふうになるということになります。

今後のスケジュールについては、右の表を御覧ください。5月27日に、創立総会が開かれまして、6月4日には、県に対して組合設立の認可申請をされておられます。認可後、これから登記をされて組合の設立となります。その後、7月頃の予定ですけれども、特定地域づくり事業を行うための事業認定の申請を、こちらについても県にされまして、認定が下りましたら、労働局へ労働者派遣事業の届出をし、職員募集などを行った上で、10月に事業開始の予定となっております。

本制度を活用いたしまして、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出すということで、地域内外の若者を呼び込んで、地域の担い手、地域産業の維持などに期待されるものとなっております。特定地域づくり事業の説明は、以上となります。

それでは、また戻っていただきまして、資料の5ページに、お戻りいただければと思います。一番上の段、特色あるまちづくり推進事業費の中の（グリーンツーリズム推進事業費）でございます。予算書は29ページ、事業別概要は22ページの上段となります。補正額は150万円、特定財源は国支出金、国・県支出金100万円で、こちらは、県の農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金となっております。本事業は、古民家等を活用いたしまして、農山漁村

の生活体験や地域住民との交流を提供いたします民泊施設、こちらを整備する事業者に対して補助するものとなっております。総事業費は313万5,000円を予定しておられまして、補助率2分の1、上限の150万円を事業費に対して、事業者に対して補助いたしますが、補助額150万円のうち3分の1、こちらは、100万円は県負担となっております。

今回の事業は、用瀬町赤波の古民家を改修いたしまして、宿泊滞在施設を整備するものとなっております。今年の秋頃オープン予定しておられまして、施設整備後は、用瀬町内の豊かな自然環境の中で、森の散策や、まき割り、ドラム缶風呂など、自然を満喫していただけるような場を提供するといったような内容となっております。訪れた方が、用瀬町の自然豊かな地域の魅力に触れていただくことで、関係人口の増加にもつながっていくという計画になっており、地域活性化に寄与するものと期待しているところでございます。私からの説明は、以上となります。

◆吉野恭介委員長 藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田です。協働推進課の案件は、3件でございます。5ページ、2番目になります。諸費、地域振興費、（地域コミュニティ支援事業費）でございます。予算書は29ページ、事業別概要は22ページの下段でございます。一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費を財源といたしまして実施されるコミュニティ助成事業、これに申請をされておられました岩倉町内会の採択が、本年3月19日に決定いたしました。集会施設の建設や備品の整備に対して助成をされます。コミュニティセンター助成事業の補助率は5分の3でございますが、これに採択をされました岩倉町内会は、町内会の公民館、集会所を新築されるものでございまして、事業費が約1,718万円に対しまして、1,020万円の助成金が交付されるものでございます。コミュニティ事業助成金は、市を経由しまして自治会に交付されるため、このたび補正予算に計上させていただいているものでございます。補正額は1,020万円、財源は、全てコミュニティ事業助成金でございます。

続きまして、その下、（頑張る町内会応援事業費）でございます。予算書は29ページ、事業別概要は23ページの上段でございます。補正予算額は、自治会への補助金として基礎額40万円で、財源は、県の市町村創生交付金が8万円、残りは、残りの32万円が一般財源でございます。内容につきましては、資料1の8ページで説明をさせていただきます。8ページのほう御覧ください。

この事業の目的としましては、持続可能な町内会活動を目指しまして、未加入世帯への自治会加入への働きかけや、町内会の運営方法、また、組織体制の見直しなど、新たに取組もうとする町内会を支援いたしまして、町内会活動の活発化の促進や、その取組を横展開することで、元気な町内会の増加、こちらを図るもので、令和8年度～10年度までのサンセット事業としているものでございます。

具体的な内容といたしましては、先進的な取組を新たに実施する町内会に対しまして、補助率5分の4、1町内会上限8万円の補助を行うものです。補助対象は、町内会といたしまして、対象は5団体までとしております。例えば新規システムの導入経費ですとか、初年度の運用経費、イベント実施に要する費用などで、新規事業に取りかかるための初期費用、こちらを想定

しているものでございます。

議決後のスケジュールとしましては、8月上旬より募集を開始いたしまして、市内部の審査会の選考を経まして、10月には交付決定、事業実施の予定としております。令和9年度以降は、当初予算より計上いたしまして、募集開始、交付決定までをもう少し前倒ししまして、町内会が事業で実施できる期間を、もう少し延ばしたいというふうに考えております。

続きまして、資料5ページにお戻りいただけますでしょうか。資料5ページの中段、公民館費、地区公民館運営費、（地区公民館こどもの居場所づくり事業費）でございます。予算書は29ページ、事業別概要は23ページの下段でございます。補正予算額は、子供が安心して安全に過ごせる居場所として、地区公民館が受入れを行うための環境整備、体制づくりに要する経費といたしまして、総額1,526万9,000円の補正をお願いするものでございます。財源は、国・県支出金が1,017万9,000円、残りが一般財源で509万円でございます。内容につきましては、資料9ページで説明をさせていただきます。9ページを御覧ください。

この事業の目的としましては、地域住民に最も身近な公共施設であります地区公民館を、子供の居場所として整備いたしまして、放課後や長期休業中などに過ごせる居場所として提供するものでございます。また、支援が必要な子供等を早期発見に、早期に発見しまして、適切に支援機関につながることも目的としております。地区公民館では、これまでも子供たちが身近に過ごせる場所といたしまして、空き部屋等を開放しておりましたが、この事業を使いまして、子供の居場所として受入れ環境体制を整備したいと思っております。

活動内容や実施日時につきましては、各地区公民館で、既存の貸し館利用等、事業などの状況を勘案しまして、支障のない範囲で設定したいと思っております。

対象は、未就学児から高校生までで、小学校の3年生までにつきましては、保護者同伴でお願いすることとしております。また、利用希望の方には、事前に登録をお願いすることとしておりまして、登録後は、活動への参加・不参加は自由としております。

補正の内容ですが、子供の居場所の立ち上げに必要な環境整備に係る費用としまして、エアコンの設置や図書スペースの整備など、また備品購入費として892万3,000円、施設の修繕費用としまして239万7,000円など、また、運営に必要な費用としまして、見守りに必要なスタッフの人件費として124万円、教室等の講師、ボランティアスタッフへの謝礼としまして76万1,000円、その他消耗品等で193万円でございます。

今年度の取組を開始する公民館は、久松地区公民館、遷喬地区公民館など、資料に記載しております15館を予定しております。

議決後のスケジュールとしましては、議決後、速やかにエアコンの設置や必要な修繕等を行い、整備等が完了しました地区公民館から順次事業を開始する予定としております。ただ、一時的に使える部屋があるとか、利用可能な場所がある場合などについては、環境整備を待たずに事業の開始が可能であるというふうに考えております。協働推進課の分につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 田淵課長。

○田淵康修市民課長 市民課、田淵です。資料は5ページにお戻りください。同じく03戸籍住民

基本台帳費、01 戸籍住民基本台帳費、02 戸籍事務費の（戸籍関係事務費）であります。補正額 358 万 7,000 円について説明いたします。予算書は 31 ページ、事業別概要は 24 ページ下段であります。市区町村は、戸籍法に基づきまして、戸籍事務を適正に処理するため、戸籍データを保存する戸籍システムを稼働させ、管理しているところであります。また、この管理に当たっては、バックアップが義務づけられております。このたび、バックアップに使用しています待機系の仮想サーバー、こちらが耐用年数を経過いたしました。このため、新たな仮想サーバーにデータを移設する経費、358 万 7,000 円をお願いするものであります。財源は全て一般財源であります。

続きまして、次の項目であります。同じく 02 の戸籍事務費の（戸籍の振り仮名記載事務費）であります。補正額 835 万 6,000 円について説明いたします。予算書は同じく 31 ページ、事業別概要は 25 ページ上段であります。これは、法改正に伴いまして、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。令和 7 年 5 月 26 日に施行となり、本年 5 月 26 日以降、順次戸籍に振り仮名が記載され、公証することになっております。この法改正に伴いまして、令和 9 年度には、戸籍の付票への旧氏、旧氏振り仮名記載の施行が予定されるため、システム改修を行う必要があります。この改修では、住民基本台帳システムが保有する氏名の振り仮名の情報を、戸籍付票システムと連動するための改修、こちらを行うとともに、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の付票の記載事項に追加いたします。また、このたびの法改正に伴います戸籍システム改修に併せまして、コンビニエンスストア等で証明書発行に支障が出ないように、システム間における連携確認作業を行う必要があり、その作業に係る経費もお願いするものであります。

財源は、資料 1 の歳入のページの 3 ページのほうを御覧ください。国費の 15 国庫支出金、02 国庫補助金、01 総務費国庫補助金、02 総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらのほうが充たります。こちらのほうの欄には、1,194 万 9,000 円としておりますが、市民課が該当する国費は、全てこの補助金で、このうち、この事業には 594 万 8,000 円を充て、残りは一般財源 240 万 8,000 円となります。

次の項目に移ります。それでは、6 ページのほうをお開きください。同じく 08 コンビニ交付関連事務費の（コンビニ交付関連事務費）、補正額 708 万 4,000 円について説明いたします。予算書は 31 ページ、事業別概要は 25 ページの下段であります。コンビニ交付サービスは、全国のマルチコピー機が設置されていますコンビニ及び多機能複合機が設置されていますイオンにて、住民票の写しはもとより、戸籍の付票の写しなどを取得できるもので、平成 29 年 6 月から導入しております。こうした中、先ほどの事業で説明したとおり、令和 9 年度に、戸籍の付票への旧氏、旧氏振り仮名記載の施行を予定しております。このため、本市で導入していますコンビニ交付に係る戸籍の付票へのシステム改修が必要でありまして、改修経費 708 万 4,000 円の計上をお願いするものであります。財源は、先ほどの事業の国費と同様、歳入の 3 ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を 325 万 6,000 円充てまして、残りは一般財源 382 万 8,000 円であります。

次の項目であります。同じく、09 個人番号カード関連事務費の（個人番号カード関連事務費）、補正額 274 万 5,000 円について説明いたします。予算書は 31 ページ、事業別概要は 26 ページ

の上段であります。このたびの振り仮名記載につきまして、マイナンバーカードにも反映することになります。今後は、新たにマイナンバーカードを取得する場合、あるいは窓口に出ることによりまして、既にお持ちのマイナンバーカードに振り仮名を記載することになります。電子証明書の更新のタイミングでも、基本、マイナンバーカードの券面に振り仮名が印刷されることとなりますが、本年度後半にかけまして、マイナンバーカードの電子証明書の更新、5 年目に達する市民が増えてまいります。このため、窓口は混雑が予想されます。混雑を緩和するためには、マイナンバーカードの振り仮名を印刷する一体型本人確認書類裏書き印字システム、こちらを 2 台追加のほうさせていただくとともに、マイナンバーカードの印刷の事務処理、このために、人員を 1 人増員いたします。

また、令和 8 年 6 月 14 日から、在留カードまたは特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体化しました、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書の運用が開始となりました。このたびの補正では、その一体化したカードの交付後に住所の変更などが生じた場合、その一体化したカードの券面に印刷する、印字するためのシステムバージョンアップに係る経費をお願いするものであります。財源は、先ほどの事業の国費と同様、歳入の 3 ページ、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が全額充たりまして、274 万 5,000 円であります。市民課の説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 戸田局長。

○戸田弘昭環境局長兼生活環境課長 環境局生活環境課の戸田です。続いて、その下、生活環境課の事業でございます。款衛生費、項清掃費、目清掃工場管理費の施設維持管理費でございます。補正額は 229 万 2,000 円をお願いするものでございます。財源は一般財源となります。予算書は 35 ページ、事業別概要書は 27 ページの上段です。補正内容は、神谷清掃工場解体工事に伴い必要となりました、2 種類の検査費用でございます。ダイオキシン類水質検査 217 万 8,000 円及び P C B 含有検査 11 万 4,000 円でございます。

初めに、ダイオキシン類水質検査についてです。これにつきましては、資料の 10 ページを開きいただけますでしょうか。補正予算についての説明資料でございます。1 の経緯ですが、3 行目途中からです。令和 7 年 12 月に、落札業者、東亜建設工業・ジューケン J V となりますが、これと契約を締結し、神谷清掃工場、以下当該施設といいます、この解体工事につきまして、令和 8 年 2 月と 3 月に、地域住民を対象に工事説明会を実施し、住民が抱いておりました疑問点、例えば工事の施工方法、騒音、工事車両の通行、交通安全などの周辺環境への影響等でございますが、これにつきましては、おおむね理解を得ましたが、水質検査への強い要望がございまして、このたび検査費用を計上したものでございます。

2 の住民要望の内容です。解体工事の一環で行う建物内のダイオキシン類除染作業、これによりまして、当該施設の周辺水路に、除染作業に由来するダイオキシン類の流出を懸念され、水質検査を要望されたものでございます。

3 の検査の概要です。ダイオキシン類の水質検査を、除染作業の前、期間終了後など、計 4 回行います。採水場所は右の図を御覧ください。当該施設を挟むように、南北に水路がございます。薄い水色の線となります。大変見にくくて申し訳ございません。この両水路におきまし

て、当該施設に近い箇所です。1か所ずつ、計2か所で採水を行いまして検査を行うものでございます。

次ページの備考を御覧ください。除染作業は、工場内や煙突など、当該施設内残留のダイオキシン類を除去するため行うものでございます。除染水が外部流出しないよう、施設を養生いたしまして、除染作業後は、タンクローリーで、直接産廃処理施設に持ち込みます。当該施設に外部への排出機能はなく、周辺水路に接続しておりません。除染水流出は想定されておりますが、万が一の流出を懸念する地域住民の要望に応えるため、検査をするものでございます。

下の写真は、他の工事での養生の例でございます。シャッターの開口部からの除染水流出防止のため、モルタルによる防液堤を作り養生しているものでございます。当該施設におきましても、除染作業開始前には、シャッターや窓、出入口等の開口部を養生いたしまして、また床面の亀裂、排水溝部分などは、コンクリートを敷き封鎖するなど、養生いたしまして密閉をいたします。以上が、ダイオキシン類水質検査についての説明でございます。

続いて、資料6ページにお戻りください。一番最後の行になりますが、PCB含有検査についてでございます。検査対象は、工場内に4基残留の装置で、ばい煙を捕集し、大気汚染の防止などの役目を果たします集じん用の装置です。これは、絶縁油の交換が可能な製品でございます。PCBの混入がないと言い切れず、これまで検査されてないことから、このたび検査費用を計上したものでございます。PCB含有がないことを確認の上、適切に処分を行うものでございます。説明は以上となります。

最後に、市民生活部、環境局、総合支所の補正要求額合計ですが、合わせまして6,568万1,000円を計上し、お願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第89号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、議案第89号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について、執行部、説明をお願いします。河上課長。

○河上昌輝地域振興課長 地域振興課の河上です。それでは、議案第89号関係、鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明いたします。説明のほうは、資料2の付議案説明資料のほうで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。付議案のほうは49ページ、資料2は2ページをお開きください。

過疎法の規定に基づきまして、鳥取市過疎地域持続的発展計画の一部を、事業を追加することにより変更させていただくものでございます。資料の1番～3番目まで、こちらについては、過疎についての説明をさせていただいておりますが、今までの委員会でも説明させていただいた内容と重複いたしますので、割愛させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次のページに、追加事業を掲載しておりますので、次のページをお開きください。まず、河原地域に該当する事業といたしまして、湯谷荘の経年で劣化しております源泉ポンプ、また滅菌装置を更新する事業となります。2つ目が、佐治地域の事業でございまして、脱炭素先行地域の取組として、さじアストロパークに導入いたします太陽光発電を最大限活用するために、電気自動車及び充放電設備を整備する事業となります。以上の2事業について計画に追加するものです。説明は以上となります。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっております。委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第96号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、議案第96号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説明をお願いします。藤田課長。

○藤田浩一協働推進課長 協働推進課、藤田でございます。議案第96号専決処分事項の報告及び承認について説明をさせていただきます。本年3月に、令和7年度一般会計予算の補正を専決処分いたしましたので、報告をさせていただきます。資料につきましては、A4横長資料3で御説明をさせていただきます。

なお、歳入につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。説明が重複しないよう省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

では、資料3の4ページを御覧ください。まず最初に、中段の総務管理費、諸費、地域振興費でございます。予算額は、予算書は、令和7年度一般会計補正予算書28ページでございます。これは、（地域コミュニティ除雪活動支援事業費）でございます。これは、町内会が自主的に行われる除雪活動を支援するため、必要な経費に対して補助金を交付する事業でございます。補助額は、補正額は二千、204万7,000円でございます。財源は、県市町創生交付金が60万9,000円、残りが一般財源となっております。本年1月及び2月の大雪の影響により除雪活動の増加を見込みまして、令和8年2月補正にて増額補正をさせていただいたところではございますが、予想を大幅に上回る申請がございまして、町内会の除雪活動をしっかりと支えるために、専決による対応をさせていただいたものでございます。

そのほかの項目になりますが、資料一番上、総務費、総務管理費、財産管理費、その下の企画費、1つ飛びまして、公民館費、生活環境課が所管となりますが、一番下になります衛生費、清掃費、清掃工場管理費につきましては、こちらは、いずれも、地方債から一般財源に財源更正をさせていただくものでございます。予算書は、清掃工場管理費の予算書につきましては、予算書の30ページになります。予算編成時におきまして、起債の充当率が100%ではない事業につきましては、起債が充たらない部分に行政改革推進債を充当しておりました。行革債は、後に返還を、償還をしていきます元利償還金が、普通交付税の算定の算入にされない起債でございます。3月に、特別交付税等の増額によりまして、歳入が増加する見込みとなりましたの

で、こちら、全て一般財源に振り替える財源更正の専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で、市民生活部、環境局、総合支所に属する一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。なしと認め、それでは、報告に入ります。

報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 まず、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。小林支所長。

○小林克己鹿野町総合支所長 鹿野町総合支所、小林でございます。報告第8号繰越明許費繰越計算書について、所管に関する部分について御説明いたします。資料は付議案を用いて説明をさせていただきます。付議案の66ページになります。66ページ上から4段目になります。総務費、総務管理費、文化交流拠点周辺整備事業について御説明いたします。予算額4,687万2,000円のうち、翌年度繰越額は1,415万3,600円でございます。財源内訳は、次の67ページに記載がありますけれども、国の地方創生交付金が2分の1の707万6,800円、地方債が630万円、一般財源が77万6,800円でございます。これは、令和8年2月議会に繰越明許費3,418万4,000円を計上し採択をいただいた予算の繰越額が確定したものでございます。

承認いただきました繰越明許費には、当時施工中でありました土木工事の支払い残金2,003万円も含まれております。これは、冬場の降雪によって繰越しとなった場合も考慮して含ませていただいております。土木工事のほうは、無事、年度内完了、年度内執行できましたので、実際に繰越事業となったのは、駐車場及び通路部分の舗装工事のみとなったため、承認額よりも減額となったものでございます。舗装工事は、既に5月末に発注しておりまして、現在、受注業者さんが準備を進めており、7月末完成を目指して施工される予定です。この工事をもって、令和5年度から進めていた文化交流拠点のハード整備事業は完了となります。鹿野町総合支所からは、説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 戸田局長。

○戸田昭弘環境局長兼生活環境課長 環境局生活環境課です。戸田です。説明資料は、同じく付議案66ページとなります。表の下から3行目、款衛生費、項清掃費、事業名は施設維持管理費（令和7年度国1次補正）です。この事業は、神谷清掃工場の解体工事であり、令和8年度分の事業費につきまして、国の令和7年度1次補正に呼応しまして、前倒しで令和7年度1月臨時補正予算で計上、議決をいただいたものです。その全予算額をそのまま繰越明許費として提出をしまして、採択をいただいたものでございます。

結果として、繰越予算額はそのまま全額でございます。6億702万2,000円で、財源は、国支出金2億9,590万7,000円、地方債が3億1,110万円、一般財源が1万5,000円でございます。

す。主な歳出予算額は、解体工事費 5 億 9,400 万円、工事に伴う施工管理業務費がおよそ 990 万円などとなっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

本件について、委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで市民生活部を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございます。

【出納室】・【市議会】

◆吉野恭介委員長 それでは、出納室と市議会に入ります。

まず初めに、山根会計管理者、一村局長より御挨拶をいただきたいと思います。山根会計管理者。

○山根康子郎会計管理者兼出納室長 会計管理者の山根でございます。本日はよろしくお願いいたします。今会議に提出させていただいております、出納室と市議会に係ります、議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算につきまして、それぞれ簡潔かつ丁寧な説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、令和 8 年 4 月 1 日定期人事異動によります新任の職員の自己紹介でございますが、私 1 人ということになりますので、改めまして 4 月 1 日付で、会計管理者を拝命いたしました山根です。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 一村局長。

○一村泰志市議会事務局長 市議会事務局の一村でございます。市議会事務局は、本年 7 月下旬に、ブラジル県人会主催の創立記念式典に星見議長が招待されまして、県や米子市とともに、ブラジルを訪問されることとなっております。このことにつきまして、今般の航空燃料代の値上がりや、当初予算に計上しておりませんでした感染症のワクチン接種費用などを補正予算として計上をさせていただいております。詳しい説明は、次長のほうに説明をさせます。また、異動職員ですが、管理職については、議会事務局はございませんので、自己紹介はないということをお願いいたします。以上です。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案の説明に入ります。議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部より説明をお願いします。山根会計管理者。

○山根康子郎会計管理者兼出納室長 会計管理者の山根でございます。議案第 75 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算につきまして説明をさせていただきます。お配りしております補正予算説明資料の 2 ページの上段を御覧ください。出納室の歳出でございます。予算書は 26 ページ、事業別概要は、概要書は 66 ページ上段でございます。これは、総務費、総務管理費、会計管理

費、出納事務費の 5,000 円の増でございます。これは、令和 8 年 3 月分の市職員の給与の支給に伴います税務署への所得税の納付日を失念いたしまして、遅延したことによります延滞税がかかることによりまして、補正をさせていただくものでございます。この延滞税は 4,300 円でございますが、これに至った経緯につきましては、令和 8 年 3 月の市職員の給与支給に伴う所得税を 4 月 10 日に納税することとなっており、前日の 9 日までに、税額 2,028 万 4,369 円を振替口座へ入金する必要がございました。給与に係る納税額の算定につきましては職員課が行っておりますが、税額の確定に相当な時間を要するため、通常の支払いの締め日に間に合わない状況であったことから、このような場合に例外的に行う緊急払いを行うこととしておりました。この緊急払いは、依頼する各部署と出納室の担当者同士によります手動管理の依存度が高いことから、今回失念をいたしました、この延滞税が生じたものでございます。このたびは新年度の当初でございまして、人事異動をはじめ、出納閉鎖、5 月末でございまして、これらによる令和 7 年度、8 年度の支払い事務が混在し繁忙期であったことなど、様々な要因が重なり生じたものと考えております。

今後は、このような失態が二度と起こらぬよう再発防止をしっかりと行い、業務管理の徹底を図ってまいります。具体的な取組といたしましては、緊急払いが生じる際の必要な手続を、庁内の各部署に対して徹底を図りまして、緊急払いが必要な場合には、その起案伝票の提出を徹底させ、今回のような事件の再発防止に努めてまいりたいと思っております。また、審査、指導係が、支払いの審査完了を出納係に全員にチャット等で報告をいたしまして、それを受けた出納係が支払い伝票の作成の作業を速やかに行い、停滞なく支払い管理をさせるよう、こちらについても徹底をしてまいります。

また、所得税の緊急支払いの納付につきましては、鳥取市の歳入、これは歳計外でございますが、鳥取銀行の本部経由で入金をしていただきまして、この処理に 3 日間かかってしまいましたが、鳥取銀行と協議を行いまして、鳥取市役所支店の協力が得られる運びとなりまして、処理当日には振替口座へ入金され、処理の対応も余裕は持てることとなったことから、今後このようなことが起こらないよう、しっかりと対応をしてまいります。このたびは、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 太田局次長。

○太田奈津美市議会事務局次長 市議会事務局の太田でございます。市議会事務局の 6 月補正予算を説明させていただきます。説明資料のほうは、引き続き 2 ページを御覧ください。予算書は 26 ページの議会費でございます。事業別概要は 66 ページ下段となります。ブラジル鳥取県人会創立 75 周年記念式典への参加に係る経費につきましては、当初予算で計上し、つけていただいているところでありますが、今年度に入りまして、中東情勢悪化に伴う燃料代の高騰があり、このたび増額補正を計上させていただくものです。補正の内容としましては、航空運賃の増額に伴いまして、旅費を 116 万 6,000 円、これは、議長と随員職員 2 人分でございます。この中には、事業の執行に伴う必要な経費としまして、ワクチン接種費用を旅費で計上させていただいております。そのほかに、式典への参加経費としまして 20 万 2,000 円、これは、現地において必要となります参拝料や資料館の入場料などとなります。これらの参加経費につしまし

ては、当初予算計上時には、事業の詳細が分からなかったものですが、式典行事の内容が決まりましたので、それに係る参加経費としまして、併せて計上させていただいているものです。以上、合計136万8,000円の増額補正を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは、これで各種委員会を終わります。執行部の皆様は御退室ください。ありがとうございました。

【その他】

委員会視察報告書について

◆吉野恭介委員長 それでは、その他ということで、皆さんのお手元に視察報告書が届いてるかと思います。

この委員会の視察報告書についてなんですが、所見の部分だけを抜粋して取りまとめております。委員会の視察について、市議会だより6月定例会号に載せるということで、その資料も一部出てるかと思いますが、こんな感じで載せさせていただきます。1つだけテーマを選んでということになりますので、3か所行かせてもらいましたけども、どのテーマを掲載したらいいでしょうかという質問です。事務局。

○谷島孝子市議会事務局主査 補足いたします。まず、視察報告書は、皆様から御提出いただいた報告書を基に、所見の部分抜粋したものでございますので、御確認いただきまして、もし何かございましたら、事務局のほうに申し出ていただければと思います。

次に、視察について、市議会だよりの6月定例会号に、例のとおり記事を書きますので、3か所中いずれか1か所を選んでいただきますようお願いいたします。1か所目が練馬区の練馬区町会・自治会のデジタル活用の取組について、2か所目が南砺市、ジェンダーギャップ解消の取組について、3か所目が、北本市、シティプロモーション・ふるさと納税戦略について、となっております。御協議をお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 補足ありがとうございます。

視察、思い出されたでしょうかね。それぞれ御意見を言っていただけたらいいと思います。じゃあ1人ずつ行きましょうか。浅野委員。

◆浅野博文委員 ちょっと急に言われたんで、あれですけども、富山県の南砺市のジェンダーギャップの解消が、僕自身が一番よかったなと思います。埼玉県北本市も、ふるさと納税の戦略について、シティプロモーションについて、これもすごいね、実績が上がってたんですけども、どちらかというと、南砺市のほうでお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。星見委員、お願いします。

◆星見健蔵委員 いやあ、はっきり言って、もう忘れてしまった感じで。自分の書いた原本を持

って話ができたらええんだけど、これ、皆さんが書かれとる分なんで。

◆吉野恭介委員長 まだ委員会の中ですので、不適切発言をされないようにお願いします。

◆星見健蔵委員 いやいや。自分の書いた報告書があれば、中身について多少は話ができるんだけど、どこと言われても困ります。どこも、それなりに勉強できたというところで、特に、最近自治会への加入率がどんどん低下をしておる中、やはり役員の成り手がいないというようなことから、多忙感があつたりということで、自治会への加入率が一番大きな課題となっている中で、デジタル活用等を進めて、簡素化を図っていくということでの新しい取組を聞かせていただいたんだけど、そういったところにおいても、なかなか進んでないなあっていう思いもして、かえって、二、三の役員さんが、逆に手間がかかっておるような印象がありました。

それから、ジェンダーギャップについても、男女の共同参画ということで、家事等々ですね、やはり男性も一緒になって、子育てから家事まで行っていくというようなところも学ばせていただきました。

◆吉野恭介委員長 どれを掲載したらいいんだろうかなというところを。

◆星見健蔵委員 いやあ、別にどこって、どこでもええで。私から言ったら、まあ、それなりにどことも。分かりませんわいな、私。自分の書いたのがないんで。

◆吉野恭介委員長 後でもう一回聞きますので、一通り行きます。上杉委員、お願いします。

◆上杉栄一委員 練馬区については、確かにデジタル化ということで、結構進んだ取組ではあるけども、その中で、やはりデジタルであると、やっぱり紙媒体であつたり、そういったもんも二重になるんじゃないかという議論がありました。だから、参考にはなったんだけど、このデジタル活用の取組について、これを一本でっていう話はなんなので、こういうものもあるんだよと、補完的になっていうかな、今の状況からすると。そういうことでの視察の結果だったというふうに、私は書いたような気がするんだけど。

ジェンダーギャップの取組も、さっき浅野議員さんがおっしゃったように、これは、いい取組っていうか、どこでもやっておられるんでしょうけれども、非常に参考になったという感じがします。

それから、ふるさと納税については、私はちょっとうがった見方してるもんだから、あまり、どうなのかなっていう気はするんで、その中からすればジェンダーギャップかなと、というふうに、私は個人的には思いました。

◆吉野恭介委員長 米村委員、お願いします。

◆米村京子委員 町内会のことに関して、練馬区町会・自治会のデジタル活用の取組についてというので視察したんですけども、やはりデジタル化の分も、もう、言わば確かにやってらっしゃるんですけど、結局手間としては、紙媒体とデジタルを一緒にして、何ていうか、デジタル化で、皆さんの負担が減ったというほどでもないっていうことを言われたのじゃないかと思っております。業務量が増えたという声もあるという。デジタル化になったから減ったというよりも、また、逆に増えたという声もあるということだったということだけの、その辺のことで、私は練馬区の町会。それと、もう一つはジェンダーギャップの解消の取組についての南砺市。私も、まずは町内会がだんだん減っていつてきて、町内会に加入する人がどんどん減って

いる現状があるものですから、今回、練馬区の町会・自治会のデジタル活用の取組についてが
いいんじゃないかなと思いました。以上です。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局主査 感想というよりかは、どこが一番印象に残ったので、この取組を
議会だよりに載せたらどうかという簡単な感じで、軽く考えていただければと思います。

◆吉野恭介委員長 米村さんは、練馬区ですか。

◆米村京子委員 いいですか。練馬区と鳥取市の背景や現況は異なってるものの、この調査では、
注目したのはキャッシュレス決済となった、今後鳥取市で、町内会の役員負担軽減となり、町
内会加入率の向上が期待されるならば、取組導入を十分検討する余地があると感じました。い
いですよ、それで。そういう具合的な、書いたことに対して言えばいいっていうことでいいで
すか。

◆吉野恭介委員長 事務局。

○谷島孝子市議会事務局主査 議会だよりに載せるのに、どこの視察先が一番よかったかってい
うことで、印象に残ったところを言っていたいただいて決めていただければということです。

◆米村京子委員 ああ、さっき言ったみたいに、印象に残ったところは、練馬区町会のことです。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 私は、東京都練馬区の区町会・自治会のデジタル活用の取組がいいと思いまし
た。先ほど米村委員が読み上げられたところ、自分の感想でして。特に今回、事業別概要 23 ペ
ージの頑張る町内会応援事業費の新規事業にも、この注目しておりまして、同行した新任担当
部長にも期待したいみたいな、そういう偉そうな書き方を、これ、削ってもいいかもしれませ
んけども、こういうような感想を持ちまして、この3つのうちの、これが一番いいのかなと私
は思いました。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私はちょっと迷ってます、練馬区にするのか、ジェンダーにするのかというこ
とで。その1つが、デジタルのところでは、キャッシュレス決済のことだけではなくって、キ
ャッシュレス決済はまだ先の話で、どちらかという、デジタルを始めて、町内会の情報発信
というね、こういうことが主だったんじゃないかなという気がしております。あわせて言うと、
そういう観点から見ると、今回、その事業提案もあったということがあったので、これをする
のかなというところがちょっと頭に浮かびました。

もう一つは、鳥取市は男女共同参画の計画ができてましてスタートした年ですので、ジェンダ
ーギャップというところで、しっかり訴えていくというのでもいいのかなと思って、そこの2つ
で迷っています。以上です。

◆吉野恭介委員長 迷って、2つ。

◆坂根政代委員 絞らないけんで、後は皆さんに任せます。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私はですね、これ市議会の市議会だよりに載せる分なので、一応行き先と
視察の項目はこうやって出るんですよね。短い文章で、コメントを書くっていうところでいく

と、ジェンダーギャップ解消の取組ってところが、市民に対して、インパクトを与えることができるのではないかなと思ってみたりしとりまして、議会としても、こういうことに関心を持って視察に行ったんだっていうことで、私はジェンダーギャップ解消がいいなと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 戻ってきました。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は、ジェンダーギャップでもいいというふうには思っております。っていうのが、やっぱり男女の差別意識、昔は、男性が勤めに出て、女性は家庭、家事をする、そういった時代から、今の時代は、男女も関係なしに、家庭の料理から洗濯、子育てまで、一緒に関わるといことが重要なことでありましてですね、これもいいかなという思いがしておりますし、やっぱり、練馬区の場合のデジタル化を行うことで、役員さんの手間を省く。特に、町内会費の集金を、引き落としにするといった形も、決済も、またそれも大事な事かなと思ったりするんですけど、私はジェンダーのほうにします。

◆吉野恭介委員長 その効果があつたのはよかったですね。ありがとうございます。私は、南砺市と北本市で迷ったんですね。北本市は、よそから呼び込んでいくっていう見方ではなくて、自分たちが喜ぶっていうことを第一に考えてシティプロモーションしてって、ふるさと納税のほうは別にして、シティプロモーションのほうで北本市と、あと、ジェンダーギャップのところが、まだまだ女性の、鳥取の生産性上げようと思ったら、やっぱり女性活躍っていうところを頑張らんといけんじゃないかなって思って、私も、視察から帰ってきたら、早速自分の食べた皿やあは洗うようにして。というようなこともあるので、私は、2番のジェンダーギャップということで。多数決でいくと、2番、南砺市のジェンダーギャップということでさせてもらえたらなと思いますが。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 坂根さんの分は両方にカウントしましたので。南砺市のほうでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 文面は皆さんのを見させてもらってまとめたいと思います。

それでは、以上で、総務企画委員会を閉会します。おつかれさまでした。

午後3時24分 閉会

令和 8 年 6 月定例会 総務企画委員会

(議案説明、請願審査、報告)

日時：令和 8 年 6 月 17 日（水）

午前 10：00～

場所：本庁舎 7 階第 1 委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

議案第 79 号 鳥取市税条例の一部改正について

議案第 80 号 鳥取市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

議案第 88 号 鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

報告第 11 号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

使用料・手数料の見直し基本方針の改定について（行財政改革課）

麒麟のまち官民連携プラットフォームの包括化と麒麟のまち地域食堂ネットワークの法人化について（中央人権福祉センター）

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願（新規） >

令和 8 年請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める請願

企画推進部

◎議案【説明】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

公立鳥取環境大学の在籍状況、入試実施状況及び就職状況等について（創生企画課）

市民生活部

◎議案【説明】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

議案第 89 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第 96 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

出納室 ・ 市議会

◎議案【説明】

議案第 75 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

その他

委員会視察報告書について